

国立国会図書館 調査及び立法考查局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	米国のサービス貿易—1999年以降の動向と通商政策—
他言語論題 Title in other language	Trade Policy and Trends of Trade in Services since 1999 in the US
著者 / 所属 Author(s)	秋山 勉 (AKIYAMA Tsutomu) / 国立国会図書館調査及び立法考查局専門調査員 経済産業調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考查局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	900
刊行日 Issue Date	2025-12-20
ページ Pages	7-36
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	世界最大の黒字額を誇る米国のサービス貿易のうち、保険、金融、知的財産権、コンピュータサービス、研究開発及び専門サービスの動向を確認し、これまでの通商政策上の位置付けをたどる。

- * この記事は、調査及び立法考查局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

米国のサービス貿易

—1999年以降の動向と通商政策—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 経済産業調査室主任 秋山 勉

目 次

はじめに

I 米国のサービス貿易

- 1 米国の財・サービス貿易の推移
- 2 米国のサービス貿易収支の推移とサービス貿易一覧
- 3 世界のサービス貿易における米国のシェア

II 主な項目別サービス貿易の動向

- 1 保険サービス
- 2 金融サービス
- 3 知的財産権使用料等
- 4 通信、コンピュータ及び情報サービス
- 5 その他のビジネスサービス
- 6 小括—共通する傾向—

III 米国の通商政策におけるサービス貿易

- 1 通商交渉権限と1974年通商法
- 2 通商法と貿易協定
- 3 貿易協定の特徴

IV 第二次トランプ政権とサービス貿易

- 1 デジタル課税・関連規制への反対姿勢と関税措置をテコとした交渉手法
- 2 ヒトの移動制限—旅行（教育関連）及び高度専門人材—

おわりに

キーワード：サービス貿易、米国、通商政策、トランプ政権

要 旨

- ① 米国の貿易収支（2024年）のうち、トランプ（Donald J. Trump）政権が問題視するモノ（財）の貿易が1兆2154億ドルの過去最大規模の赤字であったのに対して、サービス貿易は3119億ドルと過去最大の黒字であった。米国においてサービス貿易の重要性が高まりつつある。
- ② サービス貿易収支黒字の内訳は、黒字額が大きい順に、金融サービス（1311億ドル）、知的財産権使用料等（1155億ドル）、その他のビジネスサービス（法律、会計などの専門サービスや経営コンサルティングサービス、広告、研究開発等）（1042億ドル）、旅行（349億ドル）、保守・修理サービス（280億ドル）、通信、コンピュータ及び情報サービス（以下「コンピュータサービス」）（181億ドル）等であった。反対に、赤字項目は、保険サービス（670億ドル）、輸送（525億ドル）、個人、文化及び娯楽サービス（57億ドル）であった。また、サービス貿易の輸出入額及び収支黒字額はいずれも世界最大であった。
- ③ 保険サービス、金融サービス、知的財産権使用料等、コンピュータサービス、その他のビジネスサービスについて、1999年以降の動向を確認した。共通点として、輸出ではアイルランド、スイス、英国などが、輸入では英國、インド、スイス、アイルランド、バミューダなどが、対米貿易総額の国・地域別シェア以上にサービス貿易額の同シェアが高く、これらの国・地域との間でサービス貿易がより活発に行われていることが示された。その背景の一つには、アイルランド、スイス、バミューダなどにおける知的財産権、金融取引等に係る税制上の優遇措置等が米国企業の租税回避的な行動を促していることが示唆される。また、サービス貿易（保険、金融を除く。）の担い手である産業としては、製造業及び情報産業が主要な地位を占めており、加えて多国籍企業による国境を越えた企業（グループ）内取引の比率も高い。
- ④ 米国は多国間の貿易協定に加え、1970年代以降の各種の通商法に基づき、サービス等の規律を含む包括的かつ先進的な地域間・2国間の貿易協定や投資協定を主導し、サービス貿易を支える制度を整備してきた。
- ⑤ トランプ政権の通商交渉は、2国間交渉と相手国的重要商品への報復措置（関税引上げ等）をテコとして、米国が競争力を有するサービスなどにおいて相手国市場の開放や知的財産権保護等を迫る1980年代以降の手法を踏襲しており、例えば、カナダにおけるデジタルサービス税の撤回など影響をもたらしつつある。また、留学生・高度人材のビザ要件の厳格化は、旅行等の黒字を減らし、むしろ知識集約的サービスの海外へのアウトソーシングを促すおそれがある。

はじめに

トランプ（Donald J. Trump）米国大統領は、2025年4月2日を「解放日」と銘打って、「2024年には1兆2000億ドルにまで膨れ上がると見込まれる、米国の大規模かつ永続的な財の貿易赤字」は国家緊急事態であり、この貿易不均衡を是正するための諸外国への一方的な関税引上げを内容とする大統領令⁽¹⁾を発表し、日本を含む多くの国との間で2国間での通商交渉を進めることとなった。

しかしながら、貿易上の収支には、世界標準である国際収支統計のルールに従いモノの貿易を指す財貿易（trade in goods）だけでなく、サービス貿易（trade in services）も含まれている。2024年の貿易収支では、指摘のとおり財貿易収支では1兆2154億ドルの赤字であったものの、サービス貿易収支は3119億ドルの黒字を計上していることから、実際の貿易収支の赤字幅は4分の1ほど縮小することになる⁽²⁾。このため、今回の米国の関税措置は、サービス貿易の黒字を無視しているとの批判も聞かれる⁽³⁾。また、世界貿易機関（WTO）のオコンジョ＝イウェアラ（Ngozi Okonjo-Iweala）事務局長は、2025年3月に、財貿易の赤字解消と製造業復活への傾斜を強めるトランプ政権を念頭に、世界のサービス貿易において米国は「明白な勝利」を収めており、「将来の生活水準を向上させるために、米国は製造業に加え、サービス業にも力を入れるべき」であると述べ、サービス貿易を支える産業にも目を向けるよう促した⁽⁴⁾。

そこで、本稿では、後に確認するように収支上の黒字を継続し、その重要性が増しつつある米国のサービス貿易について取り上げ、その意義を探ることとしたい。まず、I章において1999年以降の米国のサービス貿易全体の動向、2024年のサービス項目一覧や世界シェアなどを取り上げ、II章ではデジタル提供可能サービスと呼ばれる主なサービス貿易項目ごとにその動向を確認する。III章において、サービス貿易の制度的な背景としての米国の通商政策の変遷、最後にIV章において第二次トランプ政権（2025年1月～）の施策によるサービス貿易への影響等を概観する。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、原則として2025年10月31日である。また、本稿で使用した統計は、断りのない限り、米国商務省経済分析局ウェブサイトに掲載されたものを用いた。“Interactive Data Application.” U.S. Department of Commerce (USDOC), Bureau of Economic Analysis (BEA) Website <<https://www.bea.gov/itable/>> 1ドル = 148円（報告省令レート（令和7年11月分））日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2511.htm>

(1) “Executive Order 14257 of April 2, 2025, Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits,” *Federal Register*, Vol.90 No.65, 2025.4.7, p.15041. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-07/pdf/FR-2025-04-07.pdf>>

(2) BEA, “Table 1.1. U.S. International Transactions,” 2025.9.23. ちなみに、2024年の米国の対日財貿易は69661百万ドルの赤字、対日サービス貿易は6921百万ドルの黒字となり、収支全体での対日赤字額は、財貿易赤字に比して10%程度縮小することとなる。BEA, “Table 1.5. U.S. International Trade in Goods and Services by Area and Country,” 2025.9.23.

(3) Konrad Putzier and Alana Pipe, “Trump’s Trade Math Ignores a Major Export: American Services,” *Wall Street Journal*, 2025.4.10; 「小峰隆夫の経済随想 トランプ関税ショックの経済学「トランプ流貿易観の誤り」」2025.5.26. 日本経済研究センター ウェブサイト <<https://www.jcer.or.jp/j-column/column-komine/20250526.html>>; Michael Klein, “Opinion: Are Trump’s tariffs helping or hurting America’s economy? 6 key facts about U.S. trade,” 2025.8.1. Marketwatch Website <<https://www.marketwatch.com/story/does-international-trade-hurt-the-u-s-as-trump-claims-6-things-to-know-about-tariffs-666def4d>> など。

(4) Ngozi Okonjo-Iweala, “America’s Big Trade Win,” 2025.3.19. Project Syndicate Website <<https://www.project-syndicate.org/commentary/us-government-should-recognize-promote-booming-services-trade-by-ngozi-okonjo-iweala-2025-03>>

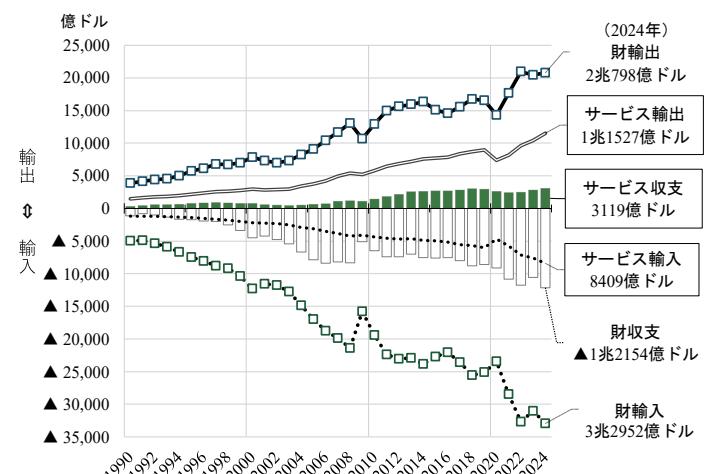
I 米国のサービス貿易

1 米国の財・サービス貿易の推移

1990 年以降の米国の毎年の財・サービス貿易額⁽⁵⁾は、世界金融危機（リーマンショック）直後の 2009 年、2020 年からの新型コロナウイルス感染症拡大（以下「コロナ禍」）など、一時的に前年実績を大きく割り込むケースがあるものの、趨勢（すうせい）として拡大基調にある（図 I-1）。2024 年には、財輸出 2 兆 798 億ドル、同輸入 3 兆 2952 億ドル、サービス輸出 1 兆 1527 億ドル、同輸入 8409 億ドルとなり、財輸出を除き過去最大を記録した⁽⁶⁾。はじめに述べたように、同年の財貿易収支が 1 兆 2154 億ドルの赤字となる一方で、サービス貿易収支は 3119 億ドル⁽⁷⁾の黒字となり、それぞれ過去最大の赤字と黒字を記録した。

1990 年から 2024 年にかけて、財輸出額は 5.4 倍、同輸入額は 6.6 倍に達する一方で、サービス輸出額は 7.8 倍、同輸入額は 7.1 倍となっており、輸出入いずれにおいてもサービス貿易の伸びが財貿易の伸びよりも大きい。貿易全体（財+サービス）に占めるサービス貿易のシェアは、輸出で 1990 年 27.6% から 2024 年 35.7% へと約 8 ポイント拡大する一方で、輸入は、1990 年 19.1% から 2024 年 20.3% と約 1 ポイントの伸びにとどまった。輸出入でシェア拡大の幅に差があるものの、貿易全体の中でサービス貿易の重要性が高まっている。

図 I-1 米国の財・サービス貿易の推移



（出典）BEA, “Table 1.1. U.S. International Transactions,” 2025.9.23 を基に筆者作成。

2 米国のサービス貿易収支の推移とサービス貿易一覧

サービス貿易収支のうち大項目別サービスの経年で比較が可能な 1999 年以降の推移（表 I-1）とともに、最新データ（2024 年）のサービス貿易について詳細項目別サービスの特徴を確認する（図 I-2、表 I-2）。

サービス貿易収支について、継続的に黒字を計上しているサービスは、「保守・修理サービス」「旅行」「金融サービス」「知的財産権使用料等」「その他のビジネスサービス」である。「旅行」はコロナ禍に黒字幅が大きく減少したもの 2022 年以降は回復基調にある。反対に、赤字が

(5) 米国も参加するサービスに関する多国間協定である GATS（サービスの貿易に関する一般協定）によれば、サービス貿易は、その提供の態様（モード）に応じて、第1モード：国境を超える取引（例：国外の顧客へのリモートによるコンサルティング）、第2モード：海外における消費（例：海外旅行・留学）、第3モード：業務上の拠点を通じてのサービス提供（例：在外子会社を通じた現地でのサービス提供）、第4モード：自然人の移動によるサービス提供（例：外国人アーティストの国内公演）に分類される。ただし、第3モードは国内取引に位置付けられるため、国際収支統計では第1、第2及び第4の各モードがサービス貿易として集計される。「サービス貿易の4態様」2019.3.4. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_5.html>

(6) 財輸出では、2022 年の 2 兆 956 億ドルが最大であった。

(7) 億ドル未満の数値を四捨五入しているため、合計値が一致しない。

継続しているサービスには、「輸送」「保険サービス」がある。

そのほか、「建設」は黒字と赤字が入り混じっており、「通信、コンピュータ及び情報サービス」は2012年以降黒字を維持している。「個人、文化及び娯楽サービス」は、2020～2021年及び2024年には赤字を計上している。「政府物品及びサービス」(大使館、軍事基地、国際機関などにおいて需要される財・サービス等)は、2021年までは赤字であったが、以降黒字となった。

表 I-1 サービス貿易の大項目別収支の推移（1999～2024年）

(単位：億ドル)

大項目／年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
保守・修理サービス	25	21	34	34	30	30	39	30	43	42	63	73	76
輸送	▲36	▲91	▲106	▲94	▲144	▲175	▲204	▲183	▲153	▲146	▲100	▲120	▲121
旅行	303	327	259	206	157	153	193	178	243	327	282	451	556
建設	25	5	7	5	4	▲1	2	2	2	5	6	4	2
保険サービス	▲63	▲77	▲133	▲175	▲193	▲218	▲211	▲299	▲363	▲450	▲494	▲486	▲436
金融サービス	135	127	115	147	177	237	254	295	402	504	489	593	708
知的財産権使用料等	271	273	248	258	287	341	403	479	599	619	563	639	741
通信、コンピュータ及び情報サービス	▲23	▲19	▲12	▲7	▲8	▲14	▲28	▲36	▲33	▲22	▲11	▲29	▲35
その他のビジネスサービス	164	179	200	206	204	236	248	246	309	303	340	337	343
個人、文化及び娯楽サービス	73	77	78	84	85	92	86	107	126	117	119	122	129
政府物品及びサービス	▲60	▲54	▲71	▲117	▲146	▲143	▲119	▲81	▲73	▲98	▲109	▲128	▲98
収支合計	813	771	620	546	454	539	663	738	1,102	1,201	1,149	1,456	1,865

大項目／年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
保守・修理サービス	79	90	112	118	140	164	207	190	138	123	180	215	280
輸送	▲111	▲44	▲91	▲151	▲106	▲168	▲173	▲218	▲155	▲400	▲669	▲470	▲525
旅行	636	799	840	899	837	785	750	670	381	124	249	323	349
建設	▲1	▲4	▲2	▲3	▲1	1	▲4	18	13	6	▲4	1	1
保険サービス	▲428	▲373	▲363	▲345	▲361	▲343	▲248	▲327	▲378	▲368	▲390	▲489	▲670
金融サービス	767	805	872	830	841	938	949	981	1,050	1,202	1,094	1,123	1,311
知的財産権使用料等	728	785	788	760	710	737	722	829	782	946	933	956	1,155
通信、コンピュータ及び情報サービス	2	5	2	26	34	46	76	117	115	50	107	123	181
その他のビジネスサービス	398	381	415	463	526	603	707	725	772	816	963	977	1,042
個人、文化及び娯楽サービス	139	127	132	129	111	81	36	10	▲24	▲16	7	0	▲57
政府物品及びサービス	▲57	▲35	▲45	▲14	▲27	▲21	▲8	▲15	▲26	▲24	38	74	52
収支合計	2,152	2,537	2,660	2,711	2,703	2,824	3,013	2,980	2,668	2,459	2,508	2,833	3,119

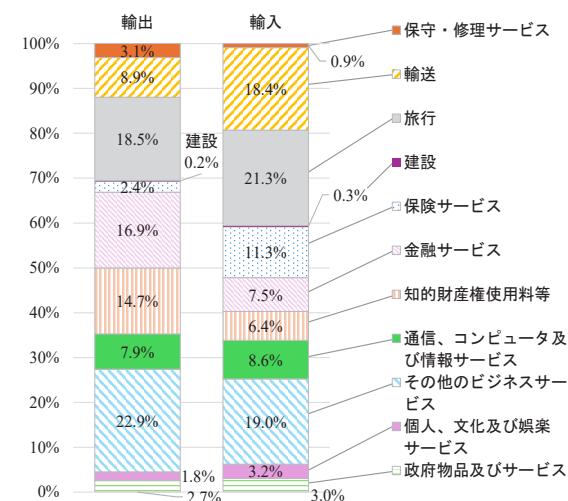
(注) ▲印は、マイナス。項目ごとに四捨五入しているため項目合計と収支合計は一致しない場合がある。

(出典) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

図 I-2において、2024年の輸出入のうち主なサービスの構成比を大きい順に見ると、輸出では、「その他のビジネスサービス」「旅行」「金融サービス」「知的財産権使用料等」「輸送」「通信、コンピュータ及び情報サービス」の順であり、輸入では「旅行」「その他のビジネスサービス」「輸送」「保険サービス」「通信、コンピュータ及び情報サービス」「金融サービス」「知的財産権使用料等」の順であった。

次に、2024年のサービス貿易について大項目以下の詳細項目を含めて一覧し、その特徴を確認する(表 I-2)。表では、輸出入額及び構成比、輸出入それぞれにおける2007～2024年の平均対前年伸び率(以下「平均伸び率」)及び収支を記載した。

図 I-2 サービスの構成比(2024年)



(出典) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

表 I-2 米国のサービス貿易一覧（2024 年）

項目	輸出			輸入			収支額
	額	構成比	平均対前年伸び率	額	構成比	平均対前年伸び率	
他者が所有する物の投人物に対する加工サービス（他に属さないものを含む）	35,519	3.1%	10.3%	7,540	0.9%	4.4%	27,979
保守・修理サービス（他に属さないものを含む）	n.a.	n.a.	-	n.a.	n.a.	-	-
輸送	102,238	8.9%	3.8%	154,749	18.4%	5.3%	△ 52,511
○海上輸送	20,913	1.8%	2.4%	46,430	5.5%	3.7%	△ 25,517
・海上輸送貨物	4,838	0.4%	3.5%	44,646	5.3%	3.9%	△ 39,808
○航空輸送	16,075	1.4%	2.3%	1,785	0.2%	0.7%	14,290
・航空輸送旅客	76,030	6.6%	4.9%	104,216	12.4%	7.9%	△ 28,186
・航空輸送貨物	23,581	2.0%	5.5%	5,918	1.1%	3.9%	14,063
○空港	14,579	1.3%	3.5%	23,287	2.8%	6.0%	△ 8,708
○その他他の輸送モード	5,295	0.5%	1.7%	4,102	0.5%	0.3%	1,193
・転便サービス	522	0.0%	5.5%	227	0.0%	▲ 4.3%	295
・陸上輸送及びその他の輸送	4,773	0.4%	1.7%	3,875	0.5%	0.9%	898
○旅行（教育を含む全ての目的）	213,779	18.8%	8.8%	178,914	21.3%	11.0%	34,865
○商旅用旅行	43,033	3.7%	6.4%	16,455	2.0%	4.1%	26,578
・越境・季節及びその他の短期労働による支出	16,730	1.5%	4.8%	1,976	0.2%	6.0%	14,754
・その他の商用旅行	26,303	2.3%	11.7%	14,791	1.7%	7.7%	11,824
○私用旅行	170,747	14.8%	9.9%	162,458	19.3%	12.4%	8,289
・医療関連	1,140	0.1%	11.0%	1,296	0.2%	13.9%	△ 156
・教育関連	54,845	4.8%	8.9%	12,187	1.4%	8.0%	42,658
・その他の私用旅行	114,762	10.0%	15.3%	148,761	17.7%	13.5%	△ 34,214
建設	2,491	0.2%	5.4%	2,416	0.3%	9.4%	75
○国外での建設（輸出）／国内での建設（輸入）	2,491	0.2%	5.4%	2,193	0.3%	12.4%	298
○外因契約業者による国外支出（輸入）	n.a.	n.a.	-	223	0.0%	5.5%	-
保険	28,163	2.4%	6.5%	95,134	1.3%	5.7%	△ 66,969
○直接保険	2,389	0.2%	▲ 0.3%	12,114	1.4%	6.9%	△ 9,725
○再保險	22,216	1.9%	8.4%	80,158	9.5%	5.6%	△ 57,942
○保険補助サービス	3,560	0.3%	5.4%	2,416	0.1%	12.2%	2,563
金融サービス	194,509	16.9%	7.4%	63,371	7.5%	5.3%	△ 131,138
○明示的手数料に基づくその他の金融サービス	169,065	14.7%	7.5%	54,967	6.5%	8.2%	114,098
・仲介及びマーケットメイキングサービス	11,080	1.0%	0.3%	7,279	0.9%	6.2%	8,301
・クレジットカード及びその他の信用調査サービス	3,384	0.3%	4.1%	821	0.1%	12.2%	27,431
・金融マネジメントサービス	43,544	3.8%	13.4%	16,113	1.9%	21.4%	26,563
・金融助言及びカストディサービス	71,022	6.2%	11.2%	17,394	2.1%	11.2%	53,628
・金融取引	7,776	0.7%	2.1%	4,854	0.6%	4.7%	2,922
・証券貸借、電子送金、その他のサービス	32,258	2.8%	8.4%	10,071	5.0%	5.5%	23,751
○間接的約款に計測される金融仲介サービス	25,444	2.2%	7.6%	8,404	1.0%	▲ 7.0%	17,040
知的財産権使用料（他に属さないものを含む）	169,520	14.7%	5.2%	54,037	6.4%	5.1%	115,483
○フランチャイズ及び商標ライセンス料	26,784	2.3%	4.1%	7,526	0.9%	8.2%	19,258
・商標	19,362	1.7%	3.8%	7,247	0.9%	8.7%	12,115
○研究開発成果の使用ライセンス	7,421	0.6%	5.5%	279	0.0%	4.1%	7,142
○コンピュータソフトウェアの複製・頒布ライセンス	91,864	8.0%	6.3%	32,196	3.8%	4.4%	59,668
○音楽映像作品の複製・頒布ライセンス	44,953	3.9%	4.4%	9,146	1.1%	7.9%	35,807
○音楽映像作品の複製ライセンス	5,920	0.5%	6.1%	5,169	0.6%	40.2%	751
・商標	2,421	0.2%	5.0%	500	0.1%	12.0%	1,921
・著作権及び音響記録	2,298	0.2%	10.8%	1,135	0.1%	1.1%	1,163
・音楽映像作品の複製ライセンス	1,200	0.1%	1.0%	3,533	0.4%	83.6%	△ 2,333
・ライセンス料	90,783	7.9%	9.8%	72,634	8.6%	7.3%	18,149
・通信サービス	7,170	0.6%	0.7%	4,535	0.5%	13.3%	2,635

○コンビュータサービス	72,313	6.3%	15.3%	63,441	7.5%	9.0%	8,872	
・コンソリューション・データベースを含む）	46,247	4.0%	16.3%	13,444	1.6%	3.7%	32,803	
・クラウドコンピューティング及びデータ保管サービス	16,013	1.4%	27.9%	14,100	1.7%	30.5%	1,913	
・その他のコンピュータサーバー	10,052	0.9%	9.0%	35,896	4.3%	11.0%	△ 25,844	
○情報サービス	11,301	1.0%	7.0%	4,659	0.6%	14.2%	6,642	
・データベース及びその他の情報サービス	11,047	1.0%	7.4%	0.0%	▲ 0.2%	(D)	-	
○その他のビジネスサービス	263,873	22.9%	8.1%	159,687	19.0%	7.9%	104,186	
・研究開発サービス	50,773	4.4%	8.2%	34,226	4.1%	8.3%	16,547	
・知識ストックの増加のためのシステムベースの	16,305	1.4%	8.8%	10,783	1.3%	7.7%	5,522	
・愛護活動された及びされない研究開発の提供	16,179	1.4%	8.8%	10,544	1.3%	7.7%	5,635	
・その他の研究開発サービス	12,126	0.0%	22.9%	2,343	0.0%	17.9%	△ 113	
○専門・経営コンサルティングサービス	34,468	3.0%	8.1%	23,443	2.8%	9.7%	11,025	
・法律・会計・経営コンサルティング・広報サービス	15,983	13.9%	9.6%	88,631	10.5%	7.8%	71,352	
・法務・会計・経営コンサルティング・広報サービス	12,808	11.2%	9.3%	80,475	9.6%	7.9%	48,333	
・会計・監査・簿記及び税務コンサルティング	16,332	1.4%	6.7%	5,768	0.7%	9.5%	10,564	
・会計・監査・簿記及び税務コンサルティング	4,689	0.4%	12.5%	7,499	0.9%	10.2%	▲ 2,810	
・建築・エンジニアリング、及びその他の技術サービス	107,787	9.4%	9.8%	67,207	8.0%	7.7%	40,580	
・建築・林業・漁業及びその他の技術サービス	31,175	2.7%	11.4%	8,157	1.0%	7.5%	23,018	
・広告サービス	30,572	2.7%	12.6%	6,956	0.8%	7.9%	23,616	
・市場調査及び世論調査サービス	542	0.0%	1.3%	1,148	0.1%	8.0%	△ 606	
・日本市及び貿易会員サービス	62	0.0%	26.1%	52	0.0%	5.9%	10	
○技術・貿易関連及びその他の技術サービス	53,117	4.6%	5.3%	36,830	4.4%	8.7%	16,287	
・建築・エンジニアリング、及びその他の技術サービス	12,332	1.1%	1.3%	11,295	1.3%	10.9%	1,057	
・農業・林業・漁業及びその他の技術サービス	637	0.1%	▲ 0.9%	113	0.0%	7.9%	524	
・エンジニアリングサービス	11,439	1.0%	1.5%	10,824	1.3%	1.3%	615	
・科学及びその他の技術サービス	2,727	0.0%	3.7%	3,571	0.0%	12.9%	△ 81	
・廃棄物処理・汚染除去・農業及び鉱業サービス	2,257	0.2%	2.4%	2,674	0.3%	6.0%	△ 417	
・農業・林業・漁業及びその他の技術サービス	12,332	1.1%	1.3%	11,295	1.3%	10.9%	-	
・飼料・石油及びガス採掘付随サービス	2,235	0.2%	2.3%	2,611	0.3%	0.0%	-	
・エネルギー・ティンクタンクサービス	6,484	0.6%	0.6%	5,73	0.1%	13.3%	△ 376	
・資源処理サービス	2,992	0.3%	9.5%	2,106	0.3%	5.0%	886	
・貿易関連サービス	29,031	2.5%	17.0%	20,182	2.4%	10.2%	8,849	
個人・文化及び娛樂サービスその他	21,094	1.8%	21,094	1.5%	2.3%	23,000	2.7%	13.3%
○音楽映像制作サービス	17,107	1.5%	1.0%	17,302	2.1%	△ 331	-	
・音楽映像作品の使用権	16,971	1.5%	1.0%	13,966	1.2%	4.28	305	
・映画及びビデオ番組	3,005	0.3%	3,005	0.3%	0.1%	0.1%	295	
・書籍及び音響記録	3,005	0.3%	3,005	0.3%	0.1%	0.1%	-	
・音楽映像オリジナル映画及びテレビ番組	1	0.0%	1	0.0%	0.0%	0.0%	16	
○芸術関連サービス	526	0.0%	6.5%	631	0.1%	13.1%	▲ 105	
・その他の個人・文化及び娛樂サービス	3,459	0.3%	6.6%	3,154	0.4%	8.5%	305	
・医療サービス	723	0.1%	4.28	428	0.1%	13.1%	-	
・教育サービス	2,735	0.2%	7.2%	2,719	0.3%	7.8%	16	
・文化遺産及び娛樂サービス（他に属さないものを含む）	30,774	2.7%	3.0%	25,609	3.0%	△ 2.2%	-	
○政府物品及びサービス合計	1,152,747	100.0%	6.0%	840,877	100.0%	5.4%	311,870	

(注) 紹掛けは人頭目を指し、冒頭の「〇」、「×」印は、順次階層を示す。平均伸び率は、詳細項目の経年データが整備されていない場合、前年伸び率の平均値。n.a.: 利用不可、(D): 個別企業保護のためデータが非開示、(△): 印はマイナス。構成比及び平均伸び率の空白は、データが不足しているため計算できることを示す。

(出典) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

中期的な傾向を把握するために、輸出における平均伸び率に着目すると、大項目レベルでは「保守・修理サービス」(10.3%)、「通信、コンピュータ及び情報サービス」(9.8%)、「旅行」(8.8%)、「その他ビジネスサービス」(8.1%) が高い伸びを示しており、中項目レベルでは、「コンピュータサービス」(15.3%)、「私用旅行」(米国への旅行・留学等) (9.9%)、「保険補助サービス」(9.6%)、「専門・経営コンサルティングサービス」(9.6%) が高い伸びを記録している。

同じく、輸入では、大項目レベルでは「個人、文化及び娯楽サービス」(11.9%)、「旅行」(11.0%)、「建設」(9.4%) の伸びが高く、中項目レベルでは、「音楽映像作品の複製・頒布ライセンス」(40.2%)、「保険補助サービス」(14.9%)、「音楽映像サービス」(13.3%)、「芸術関連サービス」(13.1%)、「私用旅行」(米国外への旅行・留学等) (12.4%) などが高い伸びを示している。

また、大項目レベルの収支の推移は表 I-1 で確認したところであるが、小項目レベルの収支では異なる様相が示されている。例えば、「旅行」は全体収支が黒字であるが「その他私用旅行」(観光) が赤字(約 342 億ドル) である。同様に上位の項目レベルで全体収支が黒字であるにもかかわらず、小項目レベルで赤字のサービスとして、「通信、コンピュータ及び情報サービス」の「その他のコンピュータサービス」(約 258 億ドル)、「その他のビジネスサービス」の「会計、監査、簿記及び税務コンサルティングサービス」(約 28 億ドル)、「知的財産権使用料等」の「ライブイベントの放送及び録画」(約 23 億ドル) などが挙げられる。反対に上位項目は赤字だが下位項目では黒字を計上しているサービスとして、「輸送」の「港湾」(荷役等)(約 143 億ドル) や「航空輸送貨物」(約 140 億ドル) などがある。

3 世界のサービス貿易における米国のシェア

最後に、世界における米国のサービス貿易の位置付けを確認する。米国は、2023 年、サービス輸出で 12.7%、同輸入で 10.0% の世界シェアを占めており、世界最大のサービス貿易国である(表 I-3)。しかも、輸出入いずれにおいても 10% を超えるシェアを占める国は米国だけであり、黒字額も最大である⁽⁸⁾。

表 I-3 世界におけるサービス貿易額の上位国 (2023 年)

(単位: 100 万ドル)

順位	輸出(受取)			輸入(支払)			収支(=輸出-輸入)	
	国	額	構成比	国	額	構成比	国	額
1	米国	1,012,185	12.7%	米国	736,272	10.0%	米国	275,913
2	英国	583,118	7.3%	中国	549,021	7.4%	英国	224,417
3	ドイツ	437,290	5.5%	ドイツ	510,732	6.9%	スペイン	100,368
4	アイルランド	431,091	5.4%	アイルランド	418,693	5.7%	インド	91,488
5	中国	379,621	4.8%	英国	358,701	4.9%	トルコ	57,922
6	フランス	368,066	4.6%	フランス	331,468	4.5%		
7	シンガポール	357,877	4.5%	シンガポール	326,022	4.4%	赤字額の大きい主要国	
8	インド	336,916	4.2%	オランダ	289,770	3.9%	中国	▲ 169,400
9	オランダ	315,252	4.0%	インド	245,428	3.3%	ドイツ	▲ 73,442
10	日本	205,575	2.6%	日本	230,407	3.1%	イスラエル	▲ 29,385
	上位 10 か国計	4,426,991	55.6%	上位 10 か国計	3,996,514	54.1%	韓国	▲ 26,883
	世界計	7,964,295	100.0%	世界計	7,389,248	100.0%	日本	▲ 24,832

(注) 貿易額は商業貿易のみで、政府物品及びサービスを除く。▲印は、マイナス。

(出典) "Trade in commercial services statistics." WTO Stats Website <<https://stats.wto.org/>> を基に筆者作成。

(8) ちなみに、財貿易(2023 年)でも、米国の輸出は 8.4% で中国の 14.1% に次ぐ世界第 2 位、同輸入は 13.0% で世界第 1 位(中国 10.5%、第 2 位)であり、重要な地位を占めている。“Merchandise trade statistics.” WTO Stats Website <<https://stats.wto.org/>>

II 主な項目別サービス貿易の動向

本章では、主な項目別にサービス貿易の動向を取り上げる。表 I-2 に示したようにサービス貿易は多様なサービス項目により構成されており、全てを仔細に分析することは難しい。そのため、米国において注目されている「デジタル提供可能サービス」(Digitally Deliverable Services)⁽⁹⁾に焦点を絞ってその動向を確認することとする。

デジタル提供可能サービスとは、①「保険サービス」、②「金融サービス」、③「知的財産権使用料等」、④「通信、コンピュータ及び情報サービス」、⑤「その他のビジネスサービス」の一部（⑤-1「研究開発サービス」、⑤-2「専門・経営コンサルティングサービス」、⑤-3「建築、エンジニアリング、科学及びその他の技術サービス」、⑤-4「貿易関連サービス」）及び⑥「個人、文化及び娯楽サービス」の一部（⑥-1「音楽映像サービス」、⑥-2「その他の個人、文化及び娯楽サービス」）である。ただし、⑤-3、⑤-4 及び⑥については、輸出入とともに小規模であることもあり、紙幅の関係で本稿では取り扱わなかった⁽¹⁰⁾。

以下の各節において、サービス項目ごとに、(a) 輸出入額、(b) 収支額、(c) 主な取引相手先国・地域（輸出入それぞれにおいて 5% 以上のシェアを占める国・地域。以下「取引上位国」）、(d) 取引を担う主な産業、(e) 企業（グループ）内の関連会社取引比率⁽¹¹⁾について、1999～2024 年（ただし、(c)～(e) についてはデータが整備されている 2006～2024 年）の動向を紹介する。

1 保険サービス

保険サービスは、米国のサービス種別のうち、赤字を記録している数少ない項目の一つである（図 II(1)-1、図 II(1)-2）。輸出は、ほぼ一貫して上昇し、2024 年には最高の約 282 億ドルに達する一方で、輸入は 2009 年まで再保険⁽¹²⁾を中心として輸出を大きく上回るペースで拡大したもの、以降は減少傾向が 2018 年まで続き、その後再び上昇に転じ、2024 年には最高の約 951 億ドルを記録した。

収支は、一貫して赤字であり、主に輸入額の増減に合わせて上下しながら、2024 年には最大の赤字約 670 億ドルに達した。その内訳は、再保険が大半を占めており、2010 年頃からは直接保険の赤字も徐々に拡大し、2024 年には約 97 億ドルに達している。近年の米国では大型

(9) BEA, *U.S. International Economic Accounts: Concepts and Methods*, 2025.9, pp.251-252. <<https://www.bea.gov/resources/methodologies/international/pdf/iea-concepts-methods.pdf>>; CEA (U.S. Council of Economic Advisers), “What Drives the U.S. Services Trade Surplus? Growth in Digitally-Enabled Services Exports,” 2024.6.10. Biden White House Archives Website <<https://bidenwhitehouse.archives.gov/cea/written-materials/2024/06/10/what-drives-the-u-s-services-trade-surplus-growth-in-digitally-enabled-services-exports/>>

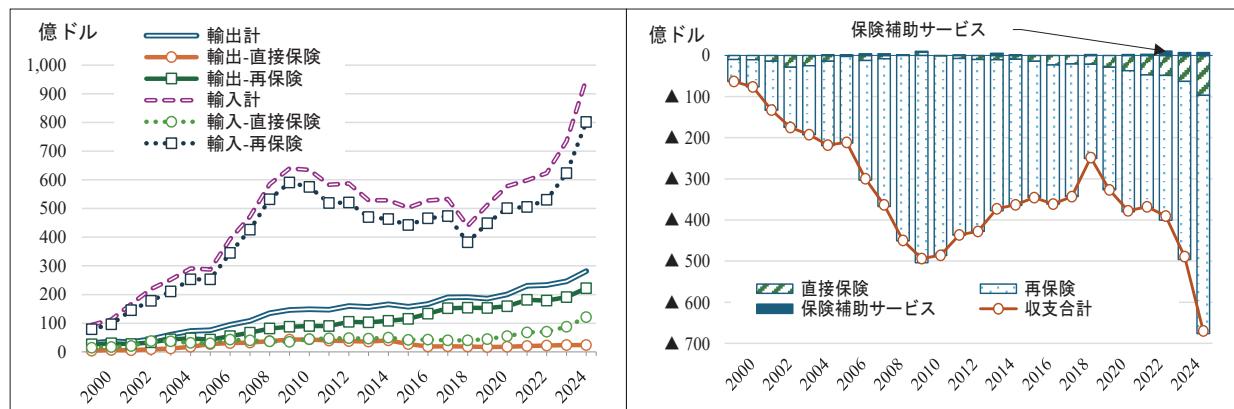
(10) サービス貿易のうち、旅行（教育関連）はヒトの移動に関係し、今次のトランプ政権による施策の影響を受けつつあり、IV 章においてその一端を取り上げる。

(11) 関連会社とは、10% 以上の議決権又は同等の権利によって他国に所在する企業に保有又は管理されている会社を指す。関連会社取引は、多国籍企業の企業（グループ）内取引、すなわち米国親会社とその在外関連会社間の取引、及び在米関連会社と外国親会社又は外国親会社グループの他のメンバー間の取引で構成される。本稿では、前者を「米系関連会社取引」、後者を「外国関連会社取引」とし、それ以外の取引を「非関連取引」という。BEA, *op.cit.*(9), pp.59-60.

(12) 再保険とは個々の保険会社でリスクを負担することが困難な大口案件（例：巨大タンカー、石油コンビナート）や、テロ・天災等などにかかるリスクを分散・均質化するため、保険会社が引き受けた金額の一定割合若しくは全額を、国内外の保険会社に引き受けてもらう手法。

ハリケーンなどの気象災害等により保険金支払額が高まっているとされ⁽¹³⁾、再保険への需要が高止まりしている可能性がある。

図Ⅱ(1)-1 保険サービス（輸出入）1999～2024年 図Ⅱ(1)-2 保険サービス（収支）1999～2024年

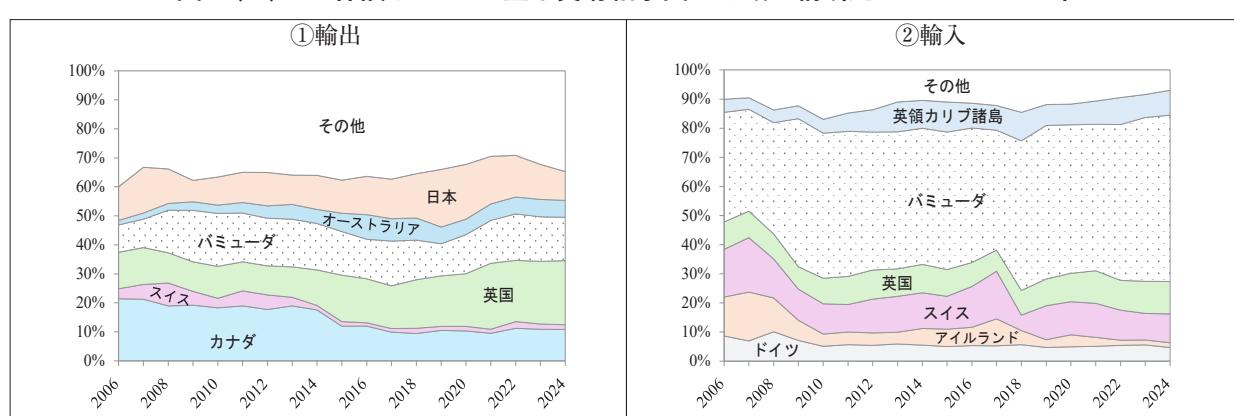


(注) 輸出入において「保険補助サービス」は大半が100億ドルに達せず、規模が小さいため割愛した。

(出典) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

取引上位国について見ると、輸出先に関して、英国、カナダ、バミューダ（英領）、日本が合計60%前後を占めている（図Ⅱ(1)-3）。また、輸入に関しては、バミューダが圧倒的に大きなシェアを占めており、期間平均で47.9%、2024年には最高の57.2%にまで拡大している。近年では、英国、イスラエルと並んで、英領カリブ諸島（バージン諸島、ケイマン諸島、モントセラト、ターカス・カイコス諸島）も10%程度のシェアを維持している。バミューダ及び英領カリブ諸島には、法律や税制面で金融・保険業に有利なインフラが整備され、また、最大の市場である米国に地理的に近接していることなどから、米国企業などが積極的に投資を行っており、世界的なオフショア金融・保険市場が発達しているとされる⁽¹⁴⁾。

図Ⅱ(1)-3 保険サービス 主な貿易相手国・地域の構成比 2006～2024年



(注) 掲出した国・地域は、いずれかの年次に5%以上のシェアを占めるケースに限る。

(出典) BEA, "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

(13) U.S. International Trade Commission (USITC), *Recent Trends in U.S. Services Trade: 2024 Annual Report*, 2024.5, pp.140-153. <<https://www.usitc.gov/publications/332/pub5512.pdf>>

(14) 損保ジャパン総合研究所『金融と保険の融合の進展—金融コングロマリットとART（代替的リスク移転）に関する調査研究報告書—』2008, p.56. <https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/themes/sompori/assets/pdf/insurance_finance.pdf> オフショア市場とは、自国の税制や金融規制等を受けない国際金融市场のこと。

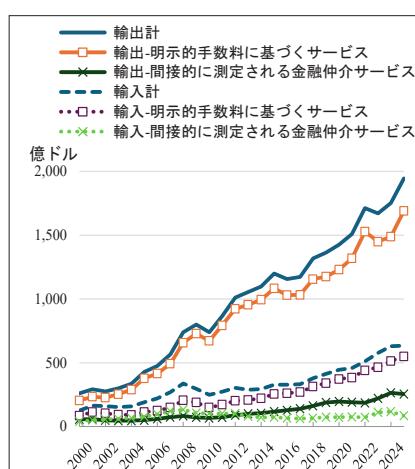
また、産業別の構成比では、輸出は2006～2024年平均85%、輸入は同90%を金融・保険業が担っていた⁽¹⁵⁾。なお、保険サービスは全て非関連取引とみなすものとされている⁽¹⁶⁾。

2 金融サービス

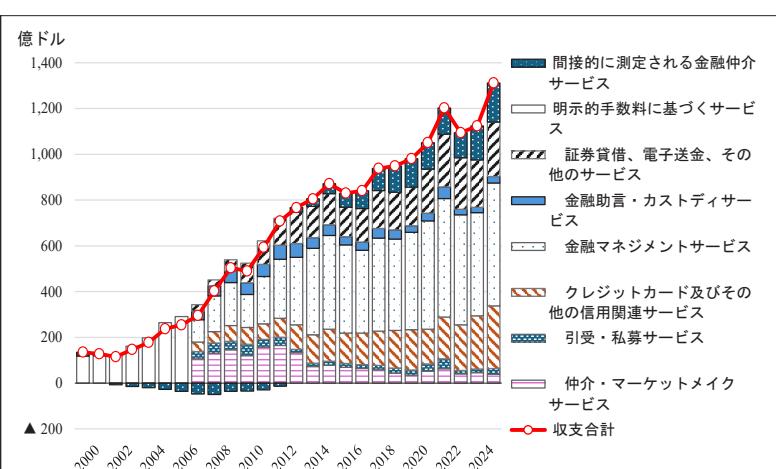
金融サービスの輸出は、2008年世界金融危機など幾つかの谷を経験しつつも拡大し、2024年には1945億ドルに達している（図II(2)-1）。一方、輸入は、世界金融危機後の落ち込み後は、輸出の上昇率に比して緩やかな上昇にとどまり（2024年634億ドル）、その結果として収支は、輸出増大に連動して大幅な黒字を計上しており、2024年には過去最高の1311億ドルに達した（図II(2)-2）。輸出入とともに、明示的手数料に基づくサービスが主体となっている。

収支に関しては、2006年以降の黒字の内訳は、金融マネジメントサービス（2024年536億ドル）、次いでクレジットカード等のサービス（同274億ドル）、証券貸借等のサービス（同238億ドル）が大きなシェアを占めるようになっている。また、2012年以降、間接的に測定される金融仲介サービス（借入＝預金と貸出＝融資の利子率の差により収益が生じる金融仲介サービスなど）⁽¹⁷⁾が黒字に転換し、その額も拡大しつつある。

図II(2)-1 金融サービス
(輸出入) 1999～2024年



図II(2)-2 金融サービス(収支) 1999～2024年



（注）収支のうち明示的手数料に基づくサービスは、2006年以降に細分化されて集計。

（出典）BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

取引上位国で見ると、輸出においては一貫して英領カリブ諸島、次いで英国が大きなシェアを占めており、両者で約40%程度を維持している（図II(2)-3）。輸入においても、英領カリブ諸島及び英国が大きなシェアを占めているものの、近年では英領カリブ諸島のシェアは縮小し、英国、カナダ、フランス、シンガポールのシェアが高まりつつあるものの、5%以上のシェアを占める国々全体のシェアは低下している。輸出入とともに、日本は一定のシェアを維持している。

また、産業別では、輸出に関しては金融・保険業のシェアが一貫して90%を超えている一方で、輸入に関しては2006年には金融・保険業が62%であり、他の産業、情報産業、製造業

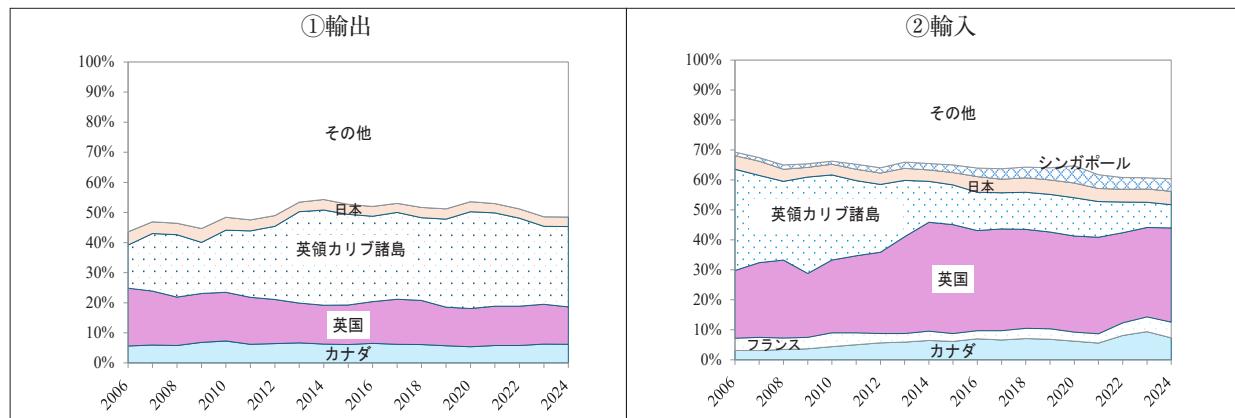
(15) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3.

(16) "Definition of International Services." BEA Website <<https://www.bea.gov/international/international-services-definition>>

(17) 間接的に計測される金融仲介サービスの詳細は、大森徹「[「間接的に計測される金融仲介サービス」概念の検討]『Working Paper』No.03-09, 2003.7. 日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2003/data/cwp03j09.pdf>などを参照。

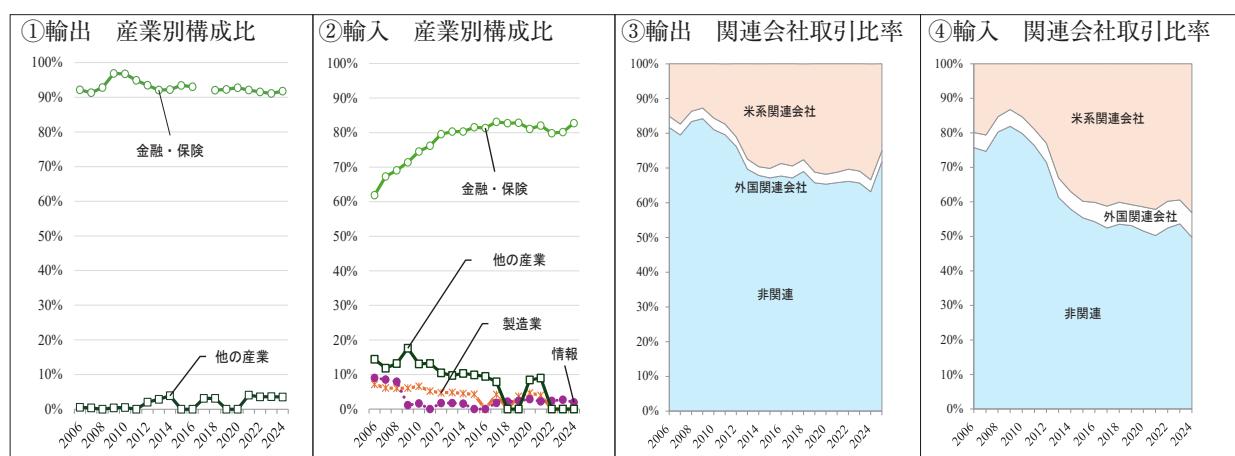
がそれぞれ10%前後のシェアを占めていたが、2012年以降は金融・保険業が80%を超えるようになっている（図Ⅱ(2)-4）。関連会社取引では、輸出入ともに非関連取引比率が高いが（輸出平均72%、輸入平均62%）、2014年頃からは米系関連会社取引比率が高まり、近年では輸出で30%台、輸入では40%台を維持している。

図Ⅱ(2)-3 金融サービス 主な貿易相手国・地域の構成比 2006～2024年



(注) 揭出した国・地域は、日本（図①）を除いていずれかの年次に5%以上のシェアを占めるケースに限る。
 (出典) BEA, "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3を基に筆者作成。

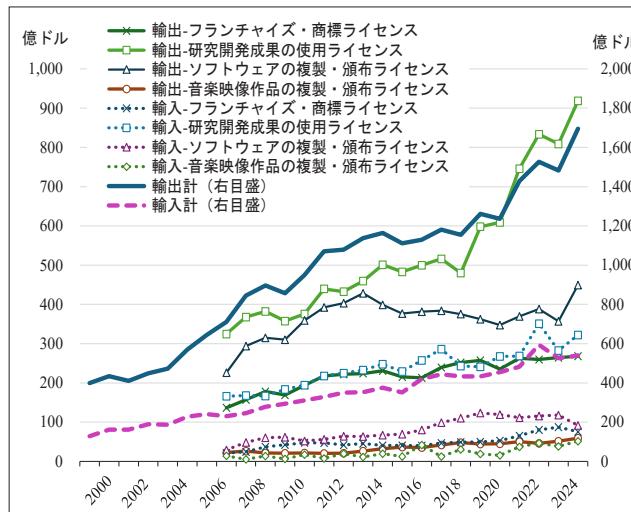
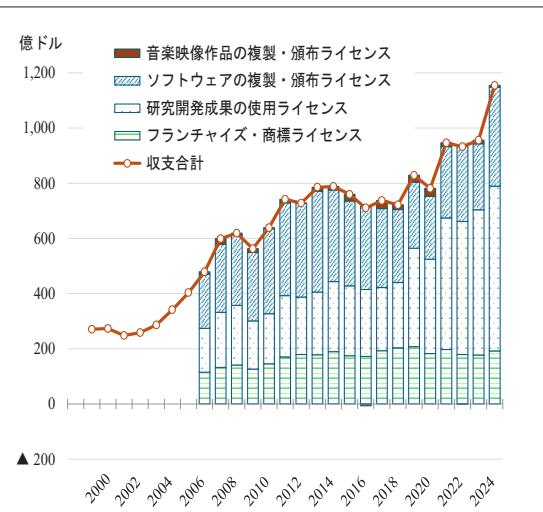
図Ⅱ(2)-4 金融サービス 取引を担う主な産業の構成比及び関連会社取引比率 2006～2024年



(注) データが欠けている箇所（図①2017年）は、当該年においてデータ非開示。
 (出典) BEA, "Table 6.2. U.S. Trade in Selected Services, by Service Type and by Major Industry"; id., "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3を基に筆者作成。

3 知的財産権使用料等

輸出入いずれもが上昇基調にある（図Ⅱ(3)-1）。中でも、研究開発成果（特許、ノウハウ等）の使用ライセンスが輸出シェアの約半分を占めており、2019年以降輸入との差が広がり、収支の黒字に大きく貢献していることが分かる（図Ⅱ(3)-2）。収支全体では、2005年には黒字が400億ドルを突破し、世界金融危機の影響を受けた2009～2010年には一時停滞したものの、2011～2020年はおおむね700～800億ドルを記録し、2021年には900億ドル、2024年には1100億ドルを突破している。

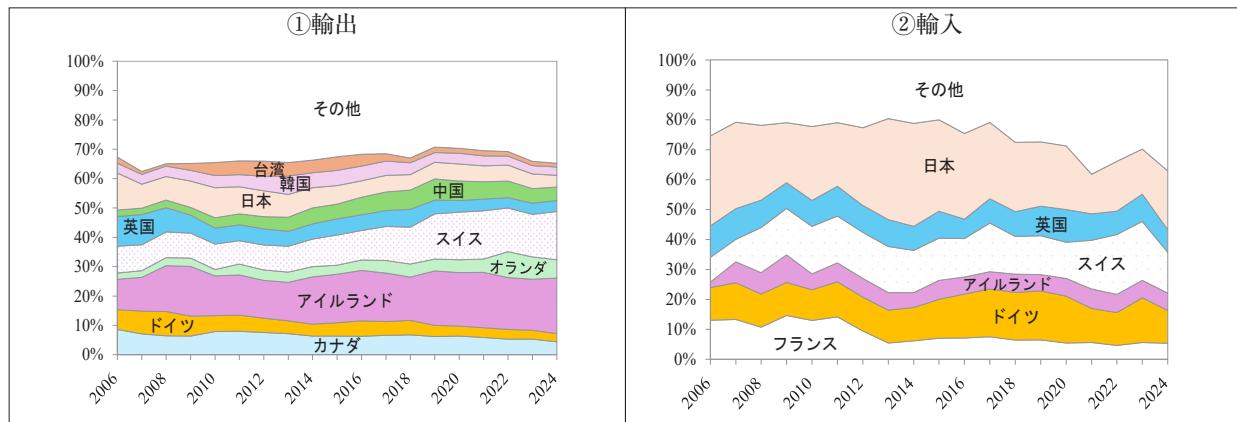
図Ⅱ(3)-1 知的財産権使用料等（輸出入）
1999～2024年図Ⅱ(3)-2 知的財産権使用料等（収支）
1999～2024年

(注) 細目は、2006年から集計。凡例の「ソフトウェア」とは、「コンピュータソフトウェア」を指す。

(出典) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

次に、取引上位国を見ると、輸出ではその合計は60%前後で推移し、中でもアイルランド、スイス、オランダがシェアを拡大させつつある一方で、日本、英国、ドイツ、カナダはそのシェアを縮小させつつある（図Ⅱ(3)-3）。輸入では、日本、ドイツ、スイスが大きな地位を占めているものの、取引主要国の合計シェアは近年低下傾向にあり、2021年以降は70%を割り込んでいる。

図Ⅱ(3)-3 知的財産使用料等 主な貿易相手国・地域の構成比 2006～2024年



(注) 揭出した国・地域は、いずれかの年次に5%以上のシェアを占めるケースに限る。

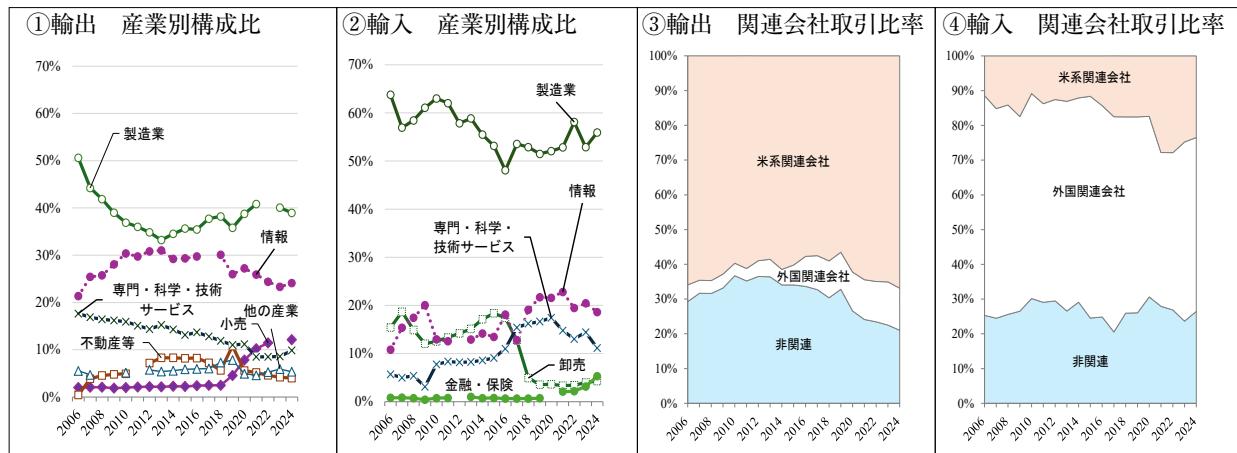
(出典) BEA, "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

産業別の輸出では、製造業（平均38%）、情報産業（同27%）がシェアをほぼ2分している一方で、輸入では製造業が最大（同56%）のシェアを占めている（図Ⅱ(3)-4）。また、取引相手先の特性を見ると、輸出では米系関連会社取引比率が60%程度と高い中でも、近年では外国関連会社取引比率が拡大しつつあり、非関連取引は縮小傾向にある。他方、輸入では外国関連会社取引（平均57%）が最大であるが、2020年頃を境に米系関連会社取引（平均17%）が拡大し、20%を超えるようになっている。

以上のデータから、知的財産権使用料等の輸出においては、製造業及び情報産業に属する米

国企業による在外子会社（アイルランド、スイス）との取引が主である一方で、輸入においては製造業に属する外国企業（日本、スイス、ドイツ）による在米関連会社との取引を特徴としている。具体的には、輸出ではスイスやアイルランドにおいて米国企業の有する特許等に基づいて医薬品や電子機器を製造する場合、輸入では、日本の自動車産業が提供するノウハウ等に基づいて在米の製造子会社が自動車を生産する場合などが考えられる⁽¹⁸⁾。

図Ⅱ(3)-4 知的財産権使用料等 取引を担う主な産業の構成比及び関連会社取引比率 2006～2024年



(注) データが欠けている箇所（図①製造業 2022 年など）は、当該年においてデータ非開示。不動産等には、レンタル・リースを含む。

(出典) BEA, "Table 6.2. U.S. Trade in Selected Services, by Service Type and by Major Industry"; *id.*, "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

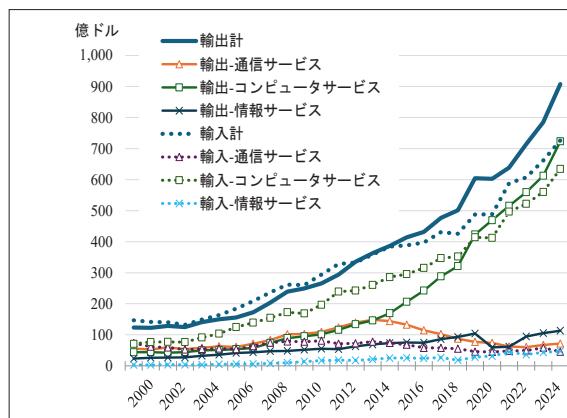
4 通信、コンピュータ及び情報サービス

輸出では、2013年まで通信サービスとコンピュータサービス（コンピュータソフトウェア、クラウドコンピューティング等）はほぼ同額で推移し、上昇傾向にあったが、それ以降はコンピュータサービスが大きく伸びる一方で、通信サービスはむしろ低下傾向にあり、貿易額には大きな違いが生じている（図Ⅱ(4)-1）。また、情報サービス（ニュース配信、データベース等）は、2020～2021年を除いて持続的な上昇傾向にある。輸入においても、当初は通信サービスとコンピュータサービスがともに70億ドル程度であったが、2024年には後者が600億ドルを超える一方で、その他の項目はいずれも100億ドル未満にとどまっている。

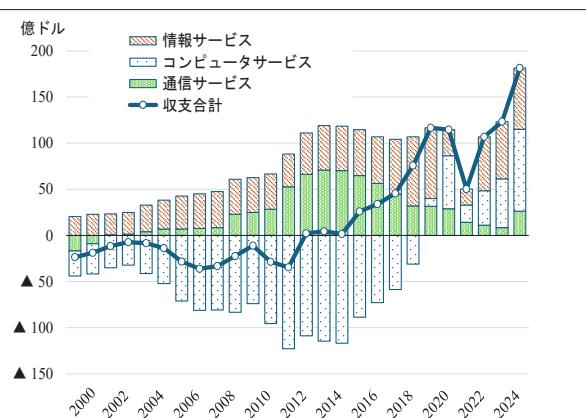
収支では、通信サービスは、当初の赤字から黒字に転じ、2013年には最大の黒字約71億ドルに達した後、黒字であるものの低下傾向にあったが、2024年には再び持ち直している（図Ⅱ(4)-2）。コンピュータサービスは、2018年までは輸入が輸出を上回る赤字が続いていたが、以降は黒字が続き、2024年には約89億ドルの黒字を記録した。情報サービスは、貿易額自体は相対的に小さいが、収支では相対的に大きな黒字を期間中維持しており、2020～2021年に一時的に縮小したものの、以降は再び黒字幅を拡大させている。

(18) 日系企業の事例は、次を参照。秋山勉「サービス貿易の動向とその背景—1996～2022年—」『レファレンス』873号, 2023.9, pp.14-16, 22-24. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12995832>>

図Ⅱ(4)-1 通信、コンピュータ及び
情報サービス（輸出入）1999～2024年



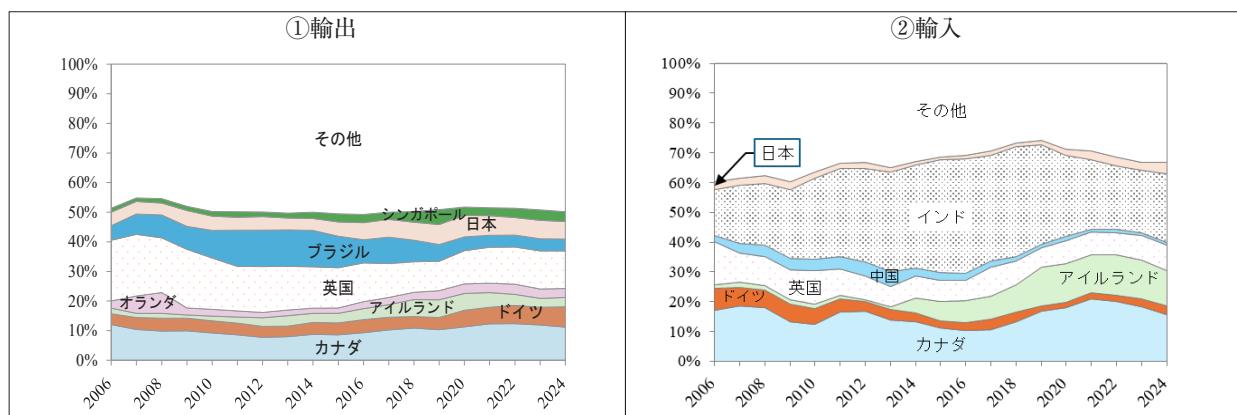
図Ⅱ(4)-2 通信、コンピュータ及び
情報サービス（収支）1999～2024年



(出典) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

次に取引上位国について見れば、輸出では、カナダや英国、ブラジルが相対的に大きなシェアを占めているものの、スイス、日本、シンガポールも年によっては相対的に大きなシェアとなっている。上位国全体のシェアは平均 51% であり、輸出先は他のサービス（金融サービスを除く。）に比して相対的に分散している（図Ⅱ(4)-3）。一方、輸入に関しては、インドとカナダが大きなシェアを占めており、2013 年以降はアイルランドもシェアを拡大しつつある。輸出に比して、輸入は上位国全体のシェアが高い（平均 65%）。上位国の多くは英語を公用語（の一つ）としており、とりわけインドにはプログラミングなどの高度 IT 人材が豊富で、またコールセンター業務など労働集約的な産業もあり、米国から業務の海外への外部委託（アウトソーシング）や海外移転（オフショアリング）が生じている⁽¹⁹⁾。

図Ⅱ(4)-3 通信、コンピュータ及び情報サービス 主な貿易相手国・地域の構成比 2006～2024年



(注) 揭出した国・地域は、日本（図②）を除いていずれかの年に 5% 以上のシェアを占めるケースに限る。

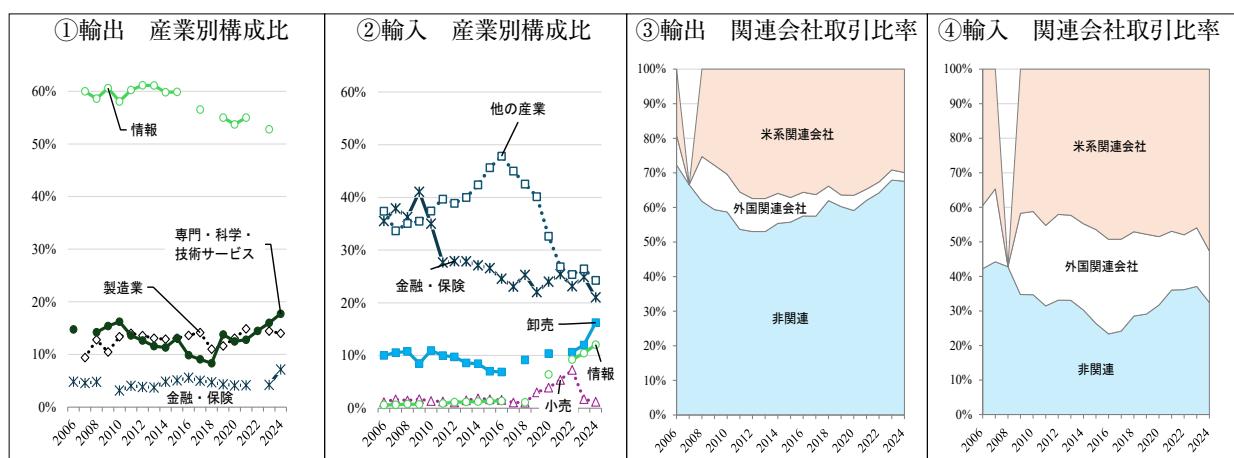
(出典) BEA, "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

(19) 対インドサービス貿易収支において、2006 年以降「他のコンピュータサービス」、「ビジネス・経営コンサルティング」、「研究開発サービス」が継続して赤字を計上しており、赤字額は 2024 年にはそれぞれ 118 億ドル、64 億ドル、43 億ドルにも達している。また、インドの IT 産業（ソフトウェア、BPO、コールセンター等）は世界のアウトソーシング市場の約 52% を占めており、そのうち米国向け輸出が 55% を占めているとされる。“Services: India’s service exports reached a new high of US\$ 341.1 billion in FY24,” 2025.9. India Brand Equity Foundation Website <<https://ibef.org/exports/services-industry-india>>; 小島眞「インドのデジタル貿易とデータ保護立法」『季刊国際貿易と投資』No.139, 2025.3, pp.31-48. <<https://iti.or.jp/kikan139/139kojima.pdf>>; トマス・フリードマン（伏見威蕃訳）『フラット化する世界—経済の大転換と人間の未来— 上・下』日本経済新聞社, 2006.（原書名：Thomas L. Friedman, *The World is Flat: The Globalized World in the Twenty-First Century*, New York: Farrar, Straus & Giroux, 2005.）

産業で見ると、輸出では情報産業が50～60%を占め、次いで製造業や専門・科学・技術サービス業がそれぞれ10～20%で続いている（図II(4)-4）。輸入では、当初は金融・保険業や他の産業が40%前後であったが、2024年時点ではともに20%前後に低下している。反対に、卸売業は当初は10%前後であったが、2024年には20%近くまで上昇し、情報産業も2018年以降急ペースで拡大し、2023年には10%を超えるまでになっており、複数の産業に分散しつつある。

関連会社取引については、輸出では米系関連会社取引比率が30%程度で一定し、外国関連会社取引比率は10%未満に縮小しつつあり、2013年以降は非関連取引比率が高まり、近年では60%を超えるほどになっている（図II(4)-4）。これに対して、輸入では、外国関連会社取引比率が縮小し、2024年には米系関連会社取引比率が50%を超えた。

図II(4)-4 通信、コンピュータ及び情報サービス
取引を担う主な産業の構成比及び関連会社取引比率 2006～2024年



(注) データが欠けている箇所（③の2007年など）は、当該年においてデータ非開示。

(出典) BEA, "Table 6.2. U.S. Trade in Selected Services, by Service Type and by Major Industry"; id., "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

5 その他のビジネスサービス

輸出入とともに、ほぼ一貫して上昇してきている。中でも専門・経営コンサルティングサービス（法律、会計、経営コンサルティング、広告等の専門サービス。以下「専門サービス」）の輸出入が大きく伸びており、その他のビジネスサービス輸出入全体の中で大きなシェアを占めている（図II(5)-1）。研究開発サービスは、輸出入ともに2018年頃から伸び悩んでいる。反対に、技術、貿易関連及びその他のビジネスサービス（以下「技術等サービス」）は、輸出入ともに2021年頃から増加傾向にある。

収支では、当初は技術等サービスの黒字が大きかったが、2011年頃を境に専門サービスの黒字が最大となり、以降継続的にそのシェアを高め、2024年には714億ドルに達し、黒字全体の68%を占めるに至っている。研究開発サービスは、2010～2013年にわずかに赤字を記録した後、2022年には約200億ドルの黒字を記録したが、2023年以降は黒字幅が縮小している（図II(5)-2）。また、技術等サービスは、2012年に約192億ドルの最大の黒字を記録し、2020～2021年には一時的に黒字幅を縮小したもの、以降は再び拡大基調にある。

図 II (5)-1 その他のビジネスサービス
(輸出入) 1999～2024 年

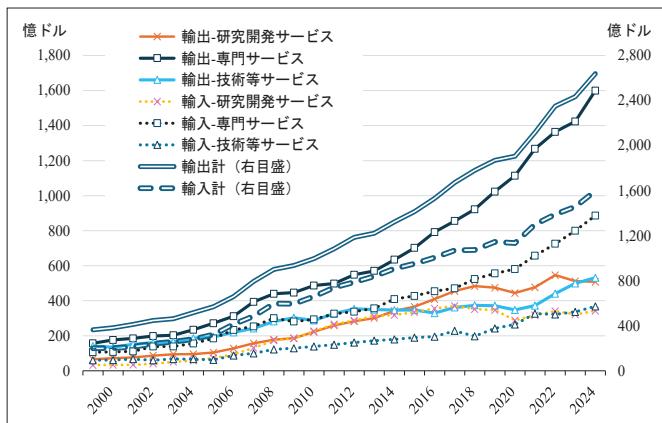
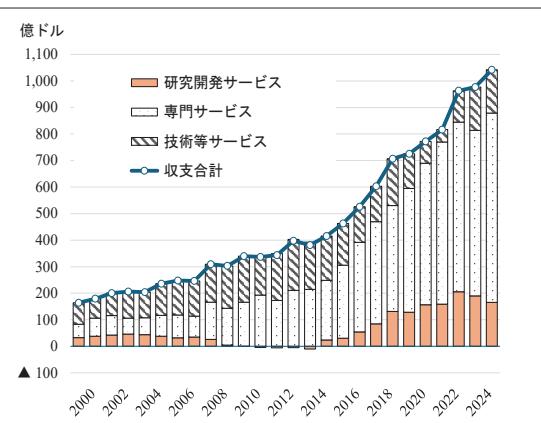


図 II (5)-2 その他のビジネスサービス
(収支) 1999～2024 年



(注) 凡例の「専門サービス」は、「専門・経営コンサルティングサービス」、「技術等サービス」は、「技術、貿易関連及びその他のビジネスサービス」を指す。

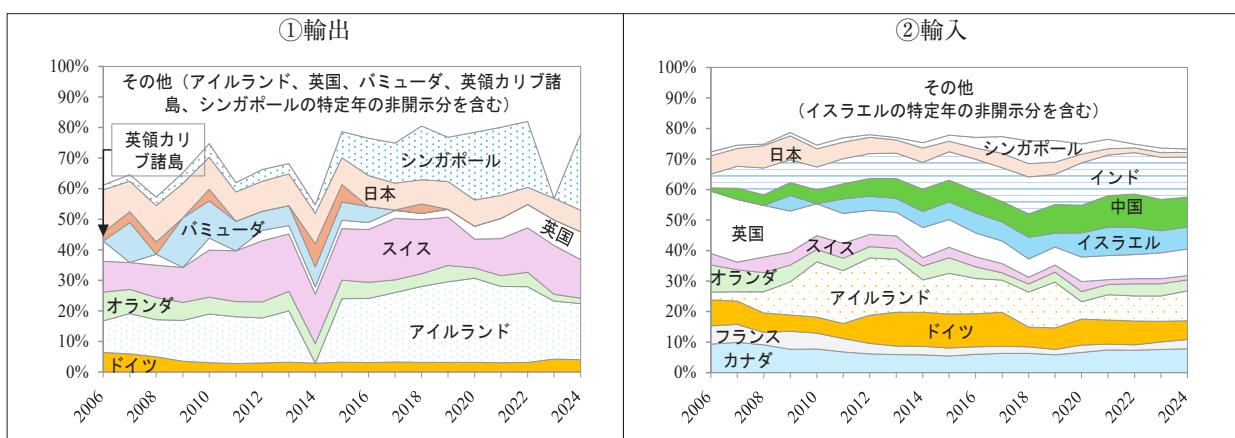
(出典) BEA, "Table 2.1. U.S. Trade in Services, by Type of Service," 2025.7.3 を基に筆者作成。

その他のビジネスサービスには、多様なサービスが含まれており、その下位区分相互の関連性が薄いと思われるため、(1) 研究開発サービスと (2) 専門サービスのそれぞれについて個別に確認する。

(1) 研究開発サービス

貿易相手先で見ると、輸出においてアイルランド、スイス、シンガポールが大きなシェアを占めており（2024年に年それぞれ 18.3%、12.6%、25.0%）、近年では特にシンガポール⁽²⁰⁾のシェアが大きくなっている。反対に、日本、オランダ、ドイツなどは期間中徐々にそのシェアを縮小しつつある。（図 II (5)-3）

図 II (5)-3 研究開発サービス 主な貿易相手国・地域の構成比 2006～2024 年



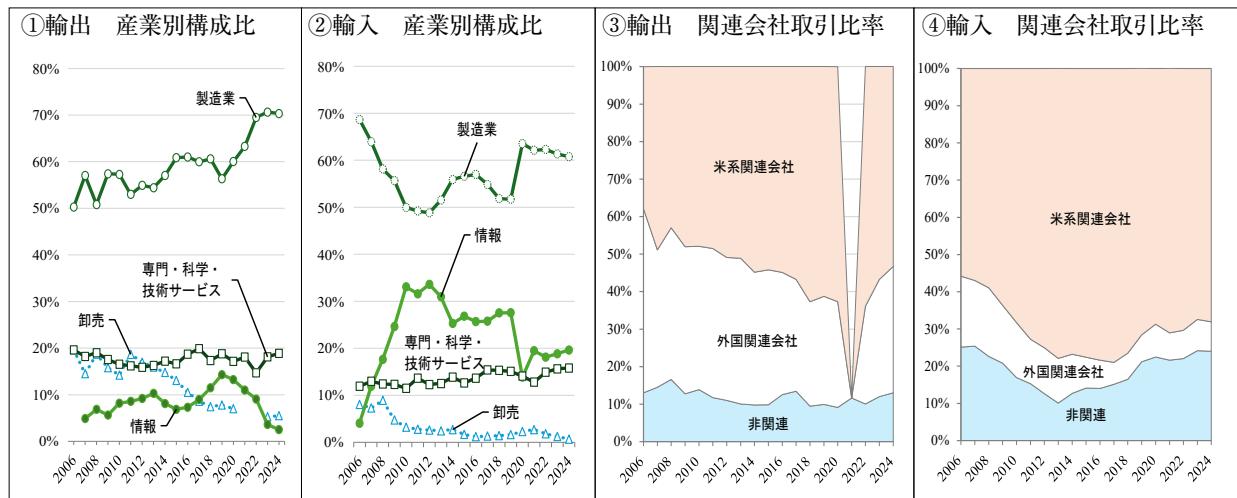
(注) 掲出した国・地域は、いずれかの年次に 5% 以上のシェアを占めるケースに限る。特定の国で構成比が 0% になる年は、データが非開示となっている（図① 2014 年アイルランド、2023 年シンガポールなど）。また、バミューダは、2023 年以降実績において 0% であった。

(出典) BEA, "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

(20) 米国企業がその他の業務サービス（本稿でのビジネスサービス）のアジア拠点をシンガポールに設置しているとの指摘がある。大木博巳「東アジアのサービス貿易大国、シンガポール—コロナ禍で発生した米サービス貿易におけるシンガポールクロス（日星逆転）—」『季刊国際貿易と投資』No.138, 2024.12, pp.73-121. <<https://iti.or.jp/kikan138/138oki.pdf>>

輸入においては、輸出以上に複数の国に分散している。5%以上のシェアを占める主要国シェアの合計は70%台で大きな変化はないが、英国、日本が縮小傾向にあるのに対して、イスラエル、中国、インドはそのシェアを拡大させつつあり、これらの国々における研究開発能力の伸長を示唆している。2024年時点では、インド(13.1%)、アイルランド(9.8%)、中国(9.8%)が上位の輸入先であった。例えば、インドには多国籍企業の研究開発(R&D)拠点(グローバル・ケイパビリティ・センター(GCC))が数多く設置されていることが知られている⁽²¹⁾。

図II(5)-4 研究開発サービス 取引を担う主な産業の構成比及び関連会社取引比率 2006～2024年



(注) データが欠けている箇所(図①卸売 2021～22年、図③2021年)は、データ非開示。

(出典) BEA, "Table 6.2. U.S. Trade in Selected Services, by Service Type and by Major Industry"; id., "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

輸出の主たる担い手は製造業であり、近年のそのシェアを拡大し、2022年以降は70%に達し、次いで専門・科学・技術サービス業も20%程度のシェアで推移している(図II(5)-4)。輸入においても製造業が最大の担い手であり、次いで情報産業、専門・科学・技術サービス業が続いている。専門・科学・技術サービス業のシェアは輸出入ともに10%台で安定している。情報産業は、輸入において2010～13年には30%を超えたが、その後段階的にシェアを縮小し、2020年以降は20%を割り込んでおり、それと相反するように製造業のシェアが増減している。

関連会社取引の輸出においては、非関連取引比率が10%程度と相対的に小さい点に特徴があり、米系関連会社取引比率が期間平均53%(2021年を除く)、外国関連会社取引比率が同35%(2021年を除く)となり、関連会社取引が活発である。同じく輸入では、米系関連会社取引比率が同70%と圧倒的に大きく、次いで非関連取引比率が同19%、外国関連会社取引比率は同11%にとどまっている。2013年以降は、非関連取引比率が再び拡大しつつある。

輸出における外国関連会社取引の比率が相対的に高いことから、米国に進出した外資系製造企業や専門・科学・技術サービス業が米国内で研究開発を進め、本国にその成果を還流させていることがうかがえる。また、反対に、輸入において米系関連会社取引比率が高いことから、インド、中国、アイルランドに進出した米系の製造業や情報産業が、現地において研究開発を

(21) 小島 前掲注(19); 夏見祐奈「インドにグローバル・ケイパビリティ・センター(GCC)を置く魅力」『地域・分析レポート』2025.5.29. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2025/aaa696c25cf29a80.html>> GCCには、研究開発のほかに、人事、経理などの企業内の間接部門を共有して使うシェアードサービスやITサービス、エンジニアリングなども含まれている。

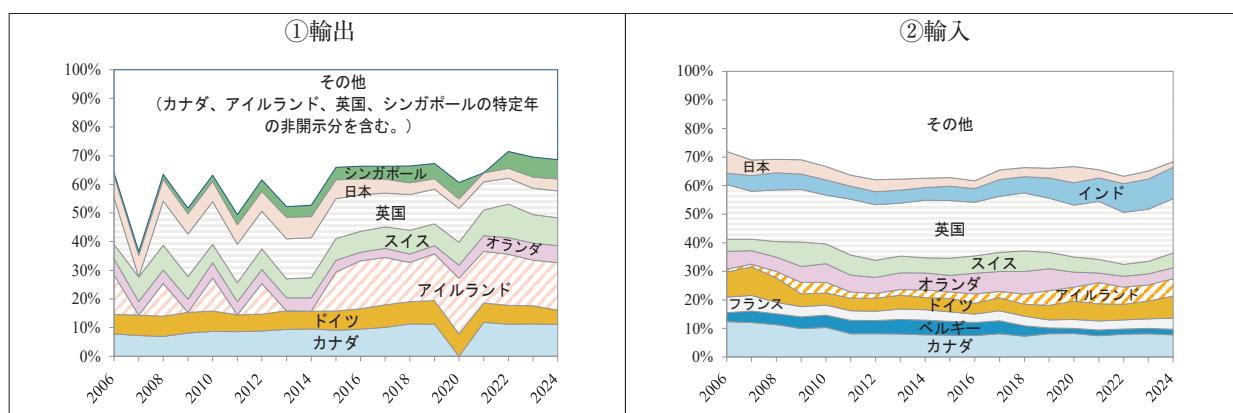
行い、その成果を米国にもたらしていることも示唆される。ただし、研究開発に係る優遇税制など、相手国における制度的な要因も作用していると考えられる（II-6 参照）。

(2) 専門・経営コンサルティングサービス（専門サービス）

専門サービスの主な貿易相手先は、輸出においてはアイルランド、カナダ、スイス、英国が大きなシェアを占めており（2024 年それぞれ 16.6%、11.1%、9.8%、9.3%）、近年では特にシンガポール⁽²²⁾のシェアが拡大しつつある（同年 6.7%）。また、反対に日本、英国などは徐々にそのシェアを縮小しつつある（日本 2006 年 7.7%、2024 年 4.2%；英国 2006 年 16.2%、2024 年 9.3%）（図 II(5)-5）。

輸入においては、英国が最大のシェアを占め（期間平均 18.9%）⁽²³⁾、カナダ（同 8.8%）、インド（同 6.3%）がそれに続いている。近年、カナダ、ベルギー、オランダ、スイス、日本などがシェアを縮小しつつある中で、インド及びアイルランドのシェアが拡大しつつある。

図 II(5)-5 専門・経営コンサルティングサービス 主な貿易相手国・地域の構成比 2006～2024 年



（注）掲出した国・地域は、いずれかの年次に 5% 以上のシェアを占めるケースに限る。データが欠けている箇所（図①：英国 2007 年、アイルランド 2007、2009、2011、2013～14 年、カナダ 2020 年等）は、データ非開示。

（出典）BEA, “Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation,” 2025.7.3 を基に筆者作成。

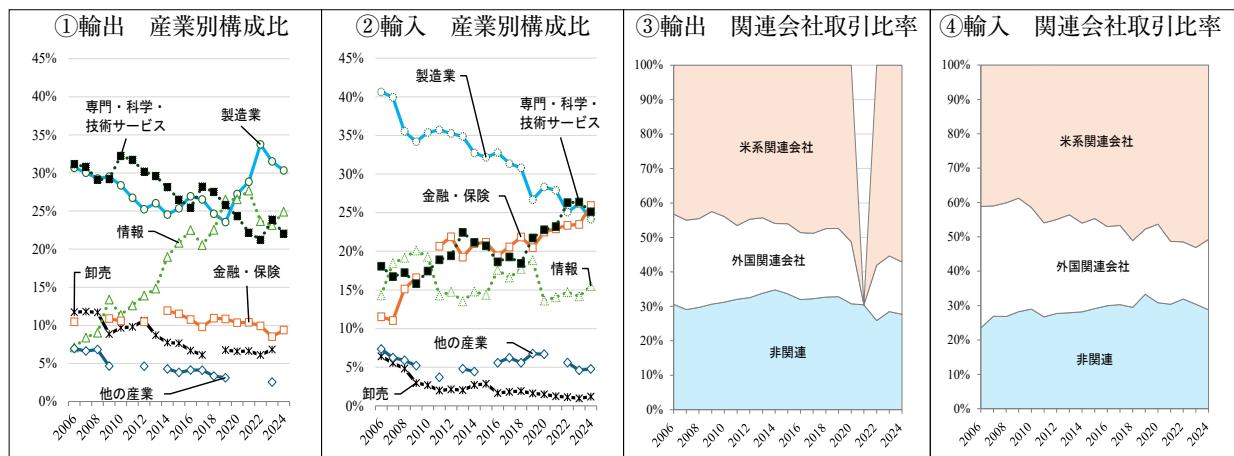
次に、産業別の輸出シェアを見ると、製造業のシェアは 2008～20 年にかけて一時縮小したものの、以降再び拡大し、2022 年以降は 30% を超えるシェアを維持し、また、専門・科学・技術サービス業のシェアが縮小し、情報産業のシェアが拡大している。輸入に関しては、製造業のシェアが縮小し、その分を専門・科学・技術サービス及び金融・保険がシェアを伸ばしている（図 II(5)-6）。

また、関連会社取引に関しては、輸出入とともに、米系関連会社、非関連、外国関連会社の順にシェアを占め、時系列では米系関連会社が拡大し、外国関連会社が縮小する傾向にある。

(22) 大木 前掲注⁽²⁰⁾

(23) 米英間のサービス貿易（輸出入）が活発な点につき、米英間では、中間投入として活用されるビジネスサービス（専門・経営コンサルティングサービスなど）の輸出が相互に堅調に推移していることに加えて、サービス分野での直接投資も活発に行われており、ビジネスサービス貿易が一方的な取引ではなく、国内での知識の蓄積・応用を経て、再び国外へとサービスが輸出される相互関係が示唆されているとの指摘がある。下平凌大・荒木健伍「米国と英国のサービス貿易・直接投資の相互関係」『今週の指標』No.1382, 2025.6.25. 内閣府ウェブサイト <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/shihyo/2025/0625/1382.pdf>>

図 II (5)-6 専門・経営コンサルティングサービス
取引を担う主な産業の構成比及び関連会社取引比率 2006～2024年



(注) データが欠けている箇所（図①他の産業 2010～11年、図③2021年など）は、データ非開示。

(出典) BEA, "Table 6.2. U.S. Trade in Selected Services, by Service Type and by Major Industry"; id., "Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation," 2025.7.3 を基に筆者作成。

6 小括—共通する傾向—

デジタル提供可能サービスのうち、本章で取り上げたサービス貿易（以下「特定サービス貿易」）について、幾つかの共通点を見いだすことができる。

(1) 貿易全体の中での貿易相手先国・地域の偏り

特定サービス貿易の相手先国・地域は特定の国・地域に偏る傾向がある。この点を2024年において米国との貿易総額（輸出+輸入）の多い国・地域において、特定サービス輸出（入）額の国・地域別シェアを、輸出（入）総額の国・地域別シェアで除した割合を比べることで確認する（表II-1）。この割合が、1より高ければ特定サービス貿易の比重が高いことを、また1より小さければ反対に特定サービス貿易の比重が低いことを示しており、前者を米国にとっての特定サービス貿易に特化した国・地域とみなすことができる。

表II-1 米国の上位貿易相手国の輸出（入）総額シェアに対する特定サービスシェアの割合（2024年）

相手先国・地域 (貿易総額シェア順)	貿易総額 (輸出+輸入) シェア	輸 出			輸 入		
		輸出総額 シェア (a)	特定サービス 輸出シェア (b)	シェアの割合 (b)/(a)	輸入総額 シェア (c)	特定サービス 輸入シェア (d)	シェアの割合 (d)/(c)
メキシコ	12.8%	11.9%	2.8%	0.2	13.6%	1.9%	0.1
カナダ	12.4%	13.6%	7.5%	0.6	11.5%	7.0%	0.6
中国	9.0%	6.2%	2.7%	0.4	11.2%	2.3%	0.2
英国	4.6%	5.6%	9.7%	1.8	3.9%	14.5%	3.7
ドイツ	4.5%	3.7%	3.8%	1.0	5.0%	5.8%	1.2
日本	4.4%	4.0%	4.4%	1.1	4.6%	4.4%	0.9
韓国	3.3%	2.9%	1.7%	0.6	3.6%	0.8%	0.2
アイルランド	3.2%	3.1%	10.8%	3.5	3.2%	5.6%	1.7
インド	2.9%	2.6%	1.9%	0.7	3.1%	8.2%	2.6
スイス	2.6%	2.8%	8.0%	2.9	2.4%	5.7%	2.4
上位 10か国計	59.7%	56.4%	53.3%	-	62.2%	56.2%	-
総額（百万ドル）	7,368,581	3,232,524	746,850	-	4,136,057	444,863	-

(注) 特定サービスとは、「保険サービス」「金融サービス」「知的財産権使用料等」「通信、コンピュータ及び情報サービス」「その他のビジネスサービス」（技術、貿易関連及びその他のビジネスサービスを含む。）を指す。網掛けは、割合が1.5以上のケース。

(出典) BEA, "Table 1.5. U.S. International Trade in Goods and Services by Area and Country," 2025.9.23 を基に筆者作成。

その結果は、特定サービス貿易が優位であるグループに、割合の高い順に輸出先国・地域としてアイルランド、スイス、英国、輸入先国・地域として英國、インド、スイス、アイルランドが挙げられる。なお、貿易総額が上位ではないため表に掲載していないが、輸出における英領カリブ諸島(4.1。特定サービス輸出(入)シェア/輸出(入)総額シェアの割合。以下同じ。)、バミューダ(3.8)、デンマーク(2.0)、シンガポール(1.9)、また輸入においてもバミューダ(9.2)、英領カリブ諸島(7.9)、ルクセンブルク(5.8)、香港(2.7)など経済規模の小さな国・地域との間で特定サービスがとりわけ活発に取引されている。また、米国との貿易総額が大きいメキシコ、中国、カナダ、韓国は、いずれも特定サービスのシェアの割合が低く、財貿易が中心であることが示唆される。さらに、インドは、米国にとって輸出先としては財に比重があるが、輸入先としては特定サービスが優位であることも示唆される。最後に、日本やドイツは、輸出入ともにその貿易総額シェアに見合った特定サービス貿易シェアであることが認められる。

以上のこととは、米国が特定の国・地域との間で、特定サービス貿易に特化した取引を行っており、財・サービス貿易全体の傾向とは異なる国・地域の偏りがあることを示している。

(2) 租税回避的傾向

第一の貿易相手先国・地域の偏りの背景として、貿易の担い手である企業による租税回避的な性格が指摘できる⁽²⁴⁾。具体的には、本章で確認したように、サービス単位では保険サービスにおけるバミューダ、スイス、金融サービスにおける英領カリブ諸島、知的財産権使用料等におけるアイルランド⁽²⁵⁾、スイス、研究開発サービスにおけるアイルランド、スイス、オランダ、シンガポールなど、税制上の優遇措置が顕著な国・地域との取引が大きいことに表れている。例えば、研究開発サービス(知的財産権使用料等における「研究開発成果の使用ライセンス」とその他のビジネスサービスにおける「研究開発サービス」)が貿易相手国・地域における知的財産権や研究開発に対する優遇税制に影響を受けていることや⁽²⁶⁾、研究開発費の大きい企業や産業において、利益の海外移転が著しく、無形資産(例:特許等)が利益移転を促進することが指摘されている⁽²⁷⁾。また、例えば、医薬品製造に関し、アイルランド、スイス、シンガポールに特許を管理する会社を置き、同地においてそれらの特許を用いて医薬品を製造・販売した利益を現地子会社に計上することで、米国の課税を回避していると言われている⁽²⁸⁾。

(24) 中村雅秀『タックス・ヘイヴンの経済学—グローバリズムと租税国家の危機—』京都大学学術出版会, 2021, pp.53-199.

(25) “Irish royalty companies and the taxation of IP.” Hawksford Website <<https://www.hawksford.com/insights-and-guides/irish-royalty-companies-and-taxation-of-ip>>; “Starting a business in Ireland.” *ibid.* <<https://www.hawksford.com/insights-and-guides/starting-a-business-in-ireland>> 法人税率12.5%。全世界売上高が7億5000万ユーロを超える大規模多国籍企業の場合、15%。小規模企業控除、研究開発費に対する25%の税額控除、知識開発ボックス税率6.25%、デジタルゲーム税額控除32%、適格知的財産(IP)の購入費用に対する100%の税額控除など。

(26) USITC, *Recent Trends in U.S. Services Trade: 2025 Annual Report*, 2025.7. pp.79-82. <<https://www.usitc.gov/publications/332/pub5643.pdf>> なお、同報告書では、知的財産権使用料等の「研究開発成果の利用」とその他ビジネスサービスの「研究開発サービス」とを併せて「研究開発」として分析している。中村 前掲注(24), pp.175-199.

(27) Fatih Guvenen et al., “Offshore Profit Shifting and Aggregate Measurement: Balance of Payments, Foreign Investment, Productivity, and the Labor Share,” *American Economic Review*, 112(6), 2022.6, pp.1848-1884.

(28) Ron Wyden, “Pfizer’s Colossal Tax Avoidance: How Pfizer Used “Round Tripping” Scheme to Avoid Billions in Taxes on U.S. Drug Sales,” 2025.3. United States Senate Committee on Finance Website <https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/wyden_pfizer_investigation_report_final_march_2025pdf.pdf>; Brad W. Setser, “When the Services Trade Data Tells You More About Tax Avoidance Than About Actual Trade...,” April 22, 2020. Council on Foreign Relations. Follow the Money Website (blog) <<https://www.cfr.org/blog/when-services-trade-data-tells-you-more-about-tax-avoidance-about-actual-trade>>

(3) 製造業・情報産業に属する多国籍企業による関連会社取引

最後に、サービス貿易の担い手としての産業と関連会社取引に関する共通点である。産業に関して言えば、保険・金融サービスを除けば、主たる担い手としては製造業及び情報産業が主要な地位を占めている。また、特に、黒字額の大きい「知的財産権使用料等」及び「その他のビジネスサービス」(研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス)においては、その輸出入において製造業が大きな役割を占めていること、また、多国籍企業とその関連会社との間で関連会社取引を盛んに行っていることが示唆される⁽²⁹⁾。米国の製造業がカナダ、英国、アイルランド、スイス、インド、シンガポールなどに進出し、現地でのサービス需要(知的財産権や経営コンサルティング等)を米国の親会社からの供給で対応するとともに、米国内のサービス需要(コンピュータサービスや研究開発サービス)を現地の関連会社からの供給でまかなうという双方向の流れがあることが示唆されよう。

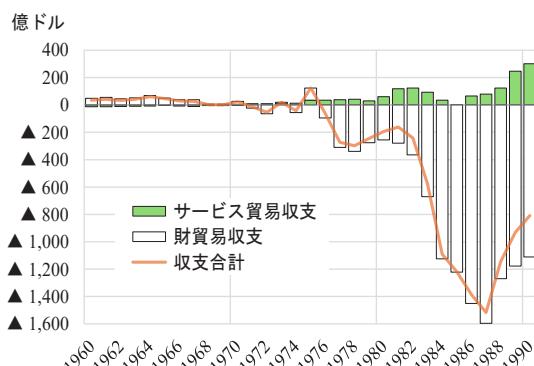
III 米国の通商政策におけるサービス貿易

本章では、サービス貿易が米国の通商政策上どのような位置付けをたどってきたのか、通商法及び諸外国と締結してきた貿易協定を振り返ることで、米国のサービス貿易の制度的背景の一端を概観する⁽³⁰⁾。

1 通商交渉権限と1974年通商法

戦後の米国の通商政策は、1947年に署名されたGATT(関税及び貿易に関する一般協定)⁽³¹⁾における、最恵国待遇⁽³²⁾、内国民待遇⁽³³⁾、数量制限の禁止、関税引下げの四つを基本原則として、多国間での貿易自由化を目指した。米国的基本姿勢として、冷戦構造の中で西側諸国や開発途上国に対し、米国市場の開放や相互に関税を引き下げて自由経済圏を堅持することを特徴としてきた。しかし、1970年代に入ると国内産業のサービス経済化が進むとともに、多国籍企業の海外進出、西欧や日本を含むアジアの輸出国としての成長、さらには1973年及び1979年の石油危機を契機とした原油価格高騰などを背景として、米国の貿易収支が従来の黒字から赤字へと転落し、1970年代後半以降、赤字が急拡大した(図III-1、1990年以降は図I-1も参照)。この間、米国はサービス貿易の競争力の高

図III-1 貿易収支の推移(1960~90年)



(出典) BEA, "Table 1.1. U.S. International Transactions," 2025.9.23 を基に筆者作成。

(29) 西村成弘「知的財産制度とITサービス産業」河音琢郎ほか編『21世紀のアメリカ資本主義—グローバル蓄積構造の変容—』大月書店, 2023, pp.211-226; Jennifer Bruner and Alexis Grimm, "A Profile of U.S. Services Traders, 2006–2022," 2024.5.31. BEA Website <<https://apps.bea.gov/scb/issues/2024/05-may/0524-profile-services-traders.htm>>

(30) ただし、II章まで取り扱った国際収支統計上のサービスと、本章で扱う通商政策の対象としてのサービス貿易は一致していない。例えば、知的財産権(使用料)は、サービス貿易統計の一部を構成しているが、通商協定ではサービスとは異なる対象として取り扱われる。また、本章は、脚注で示した各種文献に加えて、佐々木隆雄『アメリカの通商政策』岩波書店, 1997を参考にした。

(31) "General Agreement on Tariffs and Trade (GATT 1947)." WTO Website <https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/gatt47_e.htm> 日本は、1955年9月に加盟。

(32) いずれかの加盟国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならない原則。

(33) 輸入产品に国内产品より不利でない待遇を与える原則。

まりに伴う貿易収支黒字及びその国際ルールの必要性に対する認識を高めた⁽³⁴⁾。

米国では、憲法において通商権限は連邦議会にあると規定されているため⁽³⁵⁾、大統領は貿易協定等について交渉・締結する前に、連邦議会との調整が必須となる。このため、GATT の第7回交渉（東京ラウンド、1973～79年）に向けて、連邦議会から大統領に対し、あらかじめその範囲や目的を明確にした通商交渉権限を与え、交渉をより迅速かつ安定的に遂行すること⁽³⁶⁾などを目的として、1974年通商法が制定された。サービス業界からの強い要望もあって、国際貿易には「財及びサービス」の双方が含まれると初めて明記された（表III-1）。同時に、現在も「1974年通商法301条」として知られる、外国の不公正貿易慣行に対して一方的に報復措置を探ることができる条項が設けられた。

表III-1 米国の通商法におけるサービス貿易関連の主な規定

法律	制定年月	サービス貿易等関連の主な規定
1974年通商法 “Trade Act of 1974”(P.L.93-618)	1975.1	<ul style="list-style-type: none"> ・国際貿易が「財及びサービス双方」の貿易を含むことを規定 ・外国の不公正貿易慣行に対する一方的報復措置を導入(第301条)
1979年通商協定法 “Trade Agreements Act of 1979”(P.L.96-39)	1979.7	<p>1974年通商法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業、労働、農業に加え、サービス部門も部門別諮問委員会を設置可能 ・第301条の不公正貿易慣行による保護の対象である米国商業に国際貿易に関係するサービスが含まれることを明記
1984年通商関税法 “Trade and Tariff Act of 1984”(P.L.98-573)	1984.10.	<p>1974年通商法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通商交渉目標にサービス及び対外直接投資等について、内国民待遇を与えない、拠点設立を認めないなどの障壁又は歪曲の軽減・除去を記載 ・外国が提供するサービスに対する報復（参入許可制限、拒否）を記載 ・たすきがけ報復措置（不公正とみなす貿易分野以外の分野での報復）の導入 ・サービス貿易に関する分析・監視強化
1988年包括通商競争力法 “Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988”(P.L.100-418)	1988.8.	<p>1974年通商法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権侵害に対し、第301条の適用を可能とする規定（いわゆる「スペシャル301条」）
2002年通商法 “Trade Act of 2002”(P.L.107-210) [貿易促進権限（TPA）法 “US Trade Promotion Authority Act”とも呼ばれる。]	2002.8.	<p>主要な通商交渉目標として、以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス貿易に対する内国民待遇や市場アクセスの拒否、拠点設立や運営への制限など、障壁の削減又は撤廃 ・そのほかに、投資に対する障壁軽減・撤廃等、知的財産権保護の更なる推進、電子商取引の開放的市場環境の促進
2015年超党派議会貿易優先及び説明責任法（2015年TPA法） “Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015”(P.L.114-26)	2015.6.	<p>主要な通商交渉目標として、以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスのための競争的な市場機会の拡大、公正で開かれた貿易条件の獲得 ・そのほかに、外国投資、知的財産権保護、財・サービス貿易及び越境データフローにおけるデジタル貿易等

（注）各通商法は、大統領（行政）に対し、期間を区切って連邦議会の通商交渉権限を委譲する規定を含み、その権限は法律により延長されない場合は、失効する（表III-2の「交渉権限期間」欄を参照）。

（出典）滝井光夫「2015年貿易促進権限法の制定一回復する議会の権限一」『季刊国際貿易と投資』100号記念増刊号、2015.10, pp.142-158. <<https://www.iti.or.jp/kikan100zoukan/100takii.pdf>>；[大蔵省]関税局国際調査課『米国1974年通商法』（関税局国際調査課資料 80号）1996；山浦広海「ウルグアイ・ラウンドの危機とサービス交渉』『NBL』No.468, 1991.3.1, pp.22-31などを参考として、各法律を基に筆者作成。

(34) 経済企画庁調整局国際経済第一課編『サービス貿易自由化のために—サービス分野自由化の現状と国際比較に関する調査報告書—』大蔵省印刷局、1988, pp.46-47.

(35) アメリカ合衆国憲法第1条第8節第1項では連邦議会が「關稅、輸入稅（中略）を賦課徵收する」権限を有すること（下線は引用者。以下、同じ。）、また同第3項では連邦議会の権限として「外国との通商（中略）を規制すること」が規定されている。野坂泰司「アメリカ合衆国」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版』三省堂、2020, p.72.

(36) 議会は、交渉結果に対して修正を加えることはできず、その可否のみを決することができるというもので、「ファストトラック方式」(fast track)、後にその権限に着目して貿易促進権限（TPA: Trade Promotion Authority）と呼ばれる。Christopher A. Casey et al., "Trade Promotion Authority (TPA): Frequently Asked Questions," CRS Report, R43491, Updated 2019.6.21. <<https://www.congress.gov/crs-product/R43491>>

2 通商法と貿易協定

1974年通商法を含めて、6本の通商法が制定された。1979年通商協定法では、USTR（米国通商代表部）が意見聴取を行う諮問委員会におけるサービス産業の位置付けを明確にするとともに、不公正貿易慣行の調査対象にサービスを含めた。

1984年通商関税法では、次のGATT交渉（ウルグアイ・ラウンド。1986～1994年）において、サービス貿易交渉を進めるため⁽³⁷⁾、通商交渉の目的としてサービスや直接投資に対する非関税障壁の除去等を加え、さらにある分野の不公正貿易慣行を根拠とした他の分野での報復措置（たすきがけ報復措置）の発動も可能とした。この措置は、特定商品を米国から締め出す旨脅迫することをテコに、米国が国際競争力を有するサービス等の分野に関し、相手国市場を開放させ、輸出促進を図ることを目的としていた⁽³⁸⁾。

サービス等をGATTの議題とする米国からの提案に対し参加国（特に途上国）からの合意が得られないことから、1985年、米国は従来のGATT中心主義から、マルチトラック・アプローチに転換し、地域協定や2国間貿易協定（以下併せて「FTA（自由貿易協定）」）を活用していくこととなった⁽³⁹⁾。実際に、米国はGATT交渉が進まない場合は、2国間交渉や1974年通商法第301条による報復措置を辞さない姿勢を見せた⁽⁴⁰⁾。

この方針に従い、米国は1985年以降次々とFTAを締結していった（表III-2）。中でも、米国・メキシコ間で進んでいた通商協議にカナダが加わって1994年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）は、サービス貿易自由化や知的財産権保護など、従来途上国が反対していた内容を含む先進国（米国、カナダ）と途上国（メキシコ）との間のFTAとして画期をなすものであった⁽⁴¹⁾。NAFTAは、投資（紛争解決メカニズム等）、サービス（内国民待遇等）、金融サービス（外資による金融機関の設立解禁等）、知的財産権保護、労働と環境など、当時としては先進的な内容を含み、後の米国のFTAのモデルとなるだけでなく、ウルグアイ・ラウンド交渉を促進し、WTO設立、それに附属するGATS（サービスの貿易に関する一般協定）、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）など新しい分野の貿易協定の後押しをした⁽⁴²⁾。

ただし、表に示したとおり、WTOを別格として、NAFTA、米韓、米豪及び日米の貿易協定

(37) 1982年に米国内にサービス産業連合（CSI）が結成され、活発なロビー活動が行われた。Juan A. Marchetti and Petros C. Mavroidis, "The Genesis of the GATS (General Agreement on Trade in Services)," *The European Journal of International Law*, Vol.22 no.3, 2011.6, pp.689-721. <<https://www.ejil.org/pdfs/22/3/2173.pdf>>

(38) 村上政博『アメリカ経済法—独占禁止法・通商法・知的財産権法の展開—』弘文堂, 1993, p.112.

(39) 滝井光夫「米国のFTA」石川幸一ほか編著『FTA戦略の潮流—課題と展望—』文眞堂, 2015, pp.129-130. 1985年9月23日、レーガン（Ronald Reagan）大統領は、産業界・貿易関係者との会合において次のように発言した。「我々はGATT加盟国が農産物、サービス、技術、投資、そして成熟産業における貿易障壁の削減に適切に取り組むことを期待する。（中略）しかし、これらの交渉が開始されない場合、あるいは十分な進展がない場合、私は貿易交渉担当者に対し、他国との地域協定及び2国間協定の締結について調査するよう指示した。」「Remarks at a White House Meeting with Business and Trade Leaders,」1985.9.23. Ronald Reagan Presidential Library & Museum Website <<https://www.reaganlibrary.gov/archives/speech/remarks-white-house-meeting-business-and-trade-leaders>> その前日の9月22日には、米国、日本、英国、西ドイツ（当時）及びフランスの5か国が協調してドル高是正を行うこととした「プラザ合意」を主導し、米国産業の輸出競争力強化を図った。“Announcement the Ministers of Finance and Central Bank Governors of France, Germany, Japan, the United Kingdom, and the United States (Plaza Accord),” 1985.9.22. University of Toronto Website <<https://g7.utoronto.ca/finance/fm850922.htm>>

(40) Marchetti and Mavroidis, *op.cit.(37)*, p.702.

(41) Craig VanGrasstek, "The Political Economy of Services in Regional Trade Agreements," *OECD Trade Policy Papers*, No.112, 2011, p.22. <<http://dx.doi.org/10.1787/5kgdst6lc344-en>>

(42) M. Angeles Villarreal, "The United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA)," *CRS Report*, R44981, Updated 2024.5.29, pp.1-4. <<https://www.congress.gov/crs-product/R44981>>; 大矢根聰「序章 FTA・TPPの政治学」同・大西裕編『FTA・TPPの政治学—貿易自由化と安全保障・社会保障—』有斐閣, 2016, p.6; 中本悟『現代アメリカの通商政策—戦後における通商法の変遷と多国籍企業—』有斐閣, 1999, p.165.

表III-2 米国に関する主な貿易協定の一覧

協定名	発効年月	交渉権限期間
「米国・」イスラエル自由貿易協定	1985.8	1974 年通商法 以降の各法律 ～1994.3
米国・カナダ自由貿易協定	1989.1	
北米自由貿易協定 (NAFTA) (米国・カナダ自由貿易協定は停止)	1994.1	政府調達、投資、越境サービス貿易 (cross-border trade in services)、電気通信、金融サービス、競争政策等、一時入国、知的財産権 [本体とは別に、環境、労働の各補完協定]
WTO 設立協定	1995.1	GATS (サービスの貿易に関する協定)、TRIMs (貿易に関する投資措置に関する協定)などを、1994 年の GATT と一緒にして合意することが加盟の条件 (2023 年 166か国・地域)
米国・ヨルダン自由貿易協定	2001.12	サービス貿易、知的財産権、環境、労働、電子商取引、ビザ [サービス貿易に関する協定]、政府調達
米国・チリ自由貿易協定	2004.1	政府調達、投資、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、一時入国、電子商取引、競争政策等、政府調達、電子商取引、投資、知的財産権、労働、環境
米国・シンガポール自由貿易協定	2004.1	越境サービス貿易、電気通信、金融サービス、環境
米国・オーストラリア自由貿易協定	2005.1	越境サービス貿易、投資、電子商取引、政府調達、電子商取引、知的財産権、労働、環境
米国・モロッコ自由貿易協定	2006.1	政府調達、投資、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、電子商取引、知的財産権、労働、環境
米国・中米諸国・ドミニカ共和国自由貿易協定 (CAFTA-DR)	2006.3 ~ 各国別	政府調達、投資、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、電子商取引、知的財産権、労働、環境 [エルサハドル、ホンジュラス、ニカラグア、グアテマラ、ドミニカ共和国、コスタリカ]
米国・バーレーン自由貿易協定	2006.8	政府調達、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、電子商取引、知的財産権、労働、環境
米国・オマーン自由貿易協定	2009.1	政府調達、投資、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、電子商取引、知的財産権、労働、環境
米国・ペルー貿易促進協定	2009.2	政府調達、投資、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、電子商取引、競争政策等、政府調達、電子商取引、知的財産権、労働、環境
米国・韓国自由貿易協定	2012.3	投資、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、電子商取引、政府調達、電子商取引、知的財産権、労働、環境
米国・コロンビア貿易促進協定	2012.5	政府調達、投資、越境サービス貿易、金融サービス、競争政策、電気通信、電子商取引、知的財産権、労働、環境
米国・パナマ貿易促進協定	2012.10	政府調達、投資、越境サービス貿易、金融サービス、電気通信、電子商取引、知的財産権、労働、環境
環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) [離脱]	2010.3 ～2016.2. 2017.1.米国 離脱】	投資*、越境サービス貿易*、金融サービス、電気通信*、電子商取引、政府調達*、競争政策、国有企业及び指定独占企業、知的財産権、労働、環境* [(*) TPP に記載されていた章のうち、米国は反対して盛り込まれた一部条項を凍結した上で、環太平洋パートナーシップに関する包括及び先進的な協定] (CPTPP) として 2018 年 12 月発効。加盟国は、日本、オーストラリア、アルゼンチン、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム。 2015.6 ～2021.6
大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定 (TTIP) [交渉中断]	【交渉期間 2013.7 ~ 2016.10】	市場アクセス (サービス (データローカライゼーション) の禁止、アルゴリズム開示要求等の禁止など) [EU との地域協定案。「雇用と成長に関するハイレベル作業部会 最終報告書」(2013.2.11.) により提示された同協定が対象とすべき交渉分野。]
日米貿易協定、日米デジタル貿易協定	2020.1	デジタル貿易「デジタルサービスへの不誠実課、データローカライゼーションの禁止、アルゴリズム開示要求等の禁止など」
米中経済・貿易協定 (米中合意 (第一段階))	2020.1	知的財産権、技術移転、金融サービス
米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) (NAFTA 見直し)	2020.7	政府調達、投資、越境サービス貿易、一時入国、金融サービス、電気通信、デジタル貿易、知的財産権、競争政策、国有企业、労働、環境
インド太平洋経済枠組み (IPEF) [交渉中]	【交渉期間 2022.5 ~】	(柱 1: 貿易、労働、環境、デジタル経済、農業、規制に関する良好慣行、サービス国内規制、競争・消費者保護政策など [枠組み自体は市場アクセス・関税は含まず。柱 1 には米国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、ASEAN7 が国 (インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ)、斐济が参加。])
第二次トランプ政権下での複数の二国間合意 [交渉中]	2025 ~	米国・マレーシア相互貿易協定：知的財産権、サービス、労働、環境、デジタル貿易・技術、投資 米国・カンボジア相互貿易協定：知的財産権、サービス、労働、環境、デジタル貿易・技術、投資

(注) 紙掛けの協定は、交渉中、交渉中断又は米国が離脱した主な協定。協定の議会審議が年単位で開始されない場合があり、協定締約年と交渉権限の有効期間とは一致しないことがある。

(出典) "Free Trade Agreements," USITR Website <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>>; 「CPTPP (訳文)」内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/tp/tpinfo/kyoto/tp/text_yakubun/index.html>、外務省北米局北米第二課「インド太平洋経済枠組み (IPEF)」2024.10. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100547933.pdf>>などを基に筆者作成。

を除けば、経済的規模が相対的に小さな国・地域との FTA が多い。例えば、1985 年のイスラエルとの FTA は、交渉自体は 1985 年における方針転換の表明以前に開始されており、知的財産権保護やサービス貿易などの項目も含まれているものの、その後の FTA に比して簡素な内容の記述にとどまっており、経済的な利益というよりも中東における米国の同盟国を支援しようとする外交・安全保障的な目的があったとされる⁽⁴³⁾。それ以降の FTA は、経済的な利益と外交的な利益が交錯しつつ、それぞれに交渉が進められ、締結に至っている⁽⁴⁴⁾。

2002 年通商法は、チリ、シンガポールとの FTA 交渉や WTO ドーハ・ラウンド（2001 年～。正式名称：ドーハ開発アジェンダ）に向けて、ブッシュ（George. W. Bush）政権（2001 年 1 月～2009 年 1 月）が議会に働きかけて成立したものである。しかし、ドーハ・ラウンドでは交渉分野（農業、サービス、知的財産権等）や参加国の多さ、先進国と途上国との意見の相違といった理由から交渉が長期化している⁽⁴⁵⁾。同政権は、WTO 交渉を進めつつ、広域的な FTA（米州全域、ASEAN 諸国、中東全域）を目指したもの、相手先国の政治的・経済的な要因や交渉を担当する USTR の対応能力のため、結果的に表にあるような一部の国々との 2 国間協定を主とした FTA が成立した⁽⁴⁶⁾。加えて、政権発足直後に発生した 2001 年の 9.11 同時多発テロを受けて、中東やアフリカにおける政治経済の安定を図ることも FTA 候補の選定において重要な要素であった。なお、交渉開始は 2002 年通商法の期限内（～2007 年 6 月）であったものの、議会での承認、協定発効が、次のオバマ（Barack Obama）政権（2009 年 1 月～2017 年 1 月）に引き継がれたものもある。

オバマ政権は、再び広域的な貿易協定を念頭に、日本などとの間で環太平洋・パートナーシップ協定（TPP）及び EU との間で大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定（TTIP）の締結を目指した。TPP には、米国にとって①WTO に代わる高水準の貿易・投資ルールの普及のためのプラットフォーム構築、②中国が主導するアジア圏における地域統合から疎外されないようにすること、③アジアの経済活力を取り入れる目標があったと言われている⁽⁴⁷⁾。2010 年から交渉が始まり、2016 年 2 月には米国に加えて日本を含む 12 か国が協定に署名した。一方で、米国では TPP 発効に向けて 2015 年 TPA 法が成立していたものの、上下両院で多数派を占めていた共和党が TPP の内容に問題があるとして、承認のめどが立たなかつた⁽⁴⁸⁾。また、2016 年 11 月の大統領選挙を控えて、共和党及び民主党の候補が共に、争点となっていた製造業の国

(43) William Krist, *Globalization and America's Trade Agreements*, Washington, D.C.: Woodrow Wilson Center Press, 2013, p.14.

(44) 西山隆行「アメリカ通商政策の政治的文脈」『甲南法学』53(3), 2013.1, pp.1-45. <<https://konan-u.repo.nii.ac.jp/record/753/files/K00698.pdf>>; 大木博巳「米国通商政策の二国間主義と対中政策—米国の FTA と貿易—」『季刊国際貿易と投資』No.108, 2017.6, pp.17-43. <<https://www.iti.or.jp/kikan108/108oki.pdf>>; 富田晃正「アメリカ FTA 政策をめぐる外交利益と経済利益の交錯」『埼玉大学紀要（教養学部）』54(2), 2019.3, pp.71-86. <<https://sucra.repo.nii.ac.jp/record/18594/files/KY-AA12017560-5402-05.pdf>>

(45) 経済産業省『通商白書 令和 7 年版』2025.6, pp.347-348. <<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2025/pdf/3-2-2.pdf>>

(46) 2000 年以降の動向については、次の文献を参照した。山田良平「米国の貿易政策」岩田伸人編著『WTO 体制下の貿易政策—過去・現在・将来—』（日本貿易学会叢書 第 1 卷）文眞堂, 2024, pp.27-54; Krist, *op.cit.*(43), pp.132-155 など。

(47) ミレヤ・ソリース「エンドゲーム—TPP 交渉妥結に向けた米国の課題—」『国際問題』No.622, 2013.6, pp.29-40. <https://www2.jjia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2013-06_004.pdf?noprint>

(48) ①生物製剤のデータ保護期間が米国内法よりも短いこと、②投資先国との紛争解決制度に関し、たばこの規制措置が適用除外になっていること、③電子商取引でコンピュータ関連設備を投資先国に設置するよう強要してはならないとの規定が、金融サービス業に適用されないことが問題であるとされた。中溝丘「レームダック会期での TPP 審議の動きに注目—アメリカ大統領・連邦議会選の行方との絡みも—」『ビジネス短信』2016.10.28. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/10/5bb9a493a3c96ea1.html>>

内雇用が失われるなどとして、米国の関税引下げ等を含んだ TPPへの反対を公約とする事態に進展した。2017年1月に発足した第一次トランプ政権（～2021年1月）は、公約に従い同協定から離脱した⁽⁴⁹⁾。また、TTIPは非関税障壁の削減や規制の改善などを目指したEUとの協議が合意に達せず、中断した。

トランプ政権は、多国間の貿易協定よりも⁽⁵⁰⁾、2国間でのディール（取引）を重視する方針を打ち出し、サービス貿易に関するものとしては、日本とのデジタル貿易協定⁽⁵¹⁾、米中合意（第一段階）⁽⁵²⁾、NAFTAに代わる米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）⁽⁵³⁾を順次締結した。

バイデン（Joe Biden）政権（2021年1月～2025年1月）では、再び多国間での地域協定を目指し、大統領選挙時には TPPへの復帰を表明していた。しかし、TPP復帰について連邦議会での承認が見込めないことから、関税撤廃及び市場アクセスを含めないインド太平洋経済枠組み（IPEF）を主導し、2022年9月から日本などとの間で、貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の四つの柱を交渉の議題とすることに合意した⁽⁵⁴⁾。IPEFのうち、他の三つの協定が2024年10月までに発効したもの、サービス国内規制やデジタル貿易などを対象とした貿易協定は交渉が停滞した。なお、2025年1月の第二次トランプ政権発足に伴い発効済みの協定自体も破棄されかねない状況にある⁽⁵⁵⁾。

3 貿易協定の特徴

米国にとって、米中及び日米の協定を除いて、表III-2に掲げたように協定内の各章・条項のタイトルがおおむね一致していることからも分かるように、内容自体は共通する部分が多い。加えて、米国のFTAは、WTOの中で合意されたサービス関連の各種事項（サービス、知的財産権、情報通信等）について、それをより深掘りした規定（WTOプラス）を含んでいる。例えば、市場を開放するサービス分野を制限的に列挙するポジティブリスト方式（GATSで採用）ではなく、よりサービス自由化度が高まると考えられている、開放しない分野だけを列挙する

(49) 第一次トランプ政権からバイデン政権の通商政策は、杉之原真子「アメリカの通商政策—中間層の縮小と米中対立の影響—」『海外事情』72(5), 2024.9・10, pp.31-46を参照した。

(50) 同政権は、WTOの上級委員の任命を拒否し、その紛争処理機能を停止させるなど、国際機関や国際的な取決め（温室効果ガス排出量削減を目指すパリ協定など）が米国に不利益を強いているとして敵対的な姿勢を鮮明にしていた。

“Statement by the United States at the Meeting of the WTO Dispute Settlement Body,” May 23, 2016. WTO Website <https://www.wto.org/english/news_e/news16_e/us_statment_dsbmay16_e.pdf>

(51) 「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（略称：日米貿易協定）」2020.1.1. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html>；「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（略称：日米デジタル貿易協定）」2020.1.1. 同 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page3_002912.html>；植田大祐「日米貿易協定と日米デジタル貿易協定—概要と論点—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1142号, 2021.3.12. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11645816>>

(52) “Economic and Trade Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the People’s Republic of China.” USTR Website <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_And_Trade_Agreement_Between_The_United_States_And_China_Text.pdf>

(53) “Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text.” USTR Website <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>>; Villarreal, *op.cit.*(42); 鈴木直次「トランプ政権の通商政策—NAFTAの再交渉を中心に—」『専修大学社会科学研究所 社会科学年報』No.55, 2021.3, pp.111-138. <https://www.senshu-u.ac.jp/~off1009/PDF/210310_nenpo55/nenpo55_suzuki.pdf>

(54) 「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」2024.10.16. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/ipef.html>>

(55) 「トランプ氏再登板前夜（下）「TPP離脱のデジャブ」（追真）」『日本経済新聞』2025.1.8.

ネガティブリスト方式を採用するほか⁽⁵⁶⁾、知的財産権保護、情報通信などでもより自由化度が高く、深い内容となっている⁽⁵⁷⁾。さらに、WTOでは取り扱っていない分野に関する規定(WTOエクストラ。例：労働、環境など)を含んでいる。このように、単にモノだけでなく、金融、各種サービス、知的財産権、投資等をも含めた「包括的」な通商政策を普及しようとしている点にも特徴がある⁽⁵⁸⁾。しかも、協定締結の目的が外交的利益を主とするものであったとしても、包括的な経済的利益を反映した協定条文が導入されている点は特徴的である。また、米国は最終的に離脱することになったとはいえ、TPPの内容は、米国が主導したサービス等の自由化項目が数多く含まれており、それまで米国が締結したFTAの条項との類似性が高いことが指摘されており⁽⁵⁹⁾、米国が求める最も先進的で包括的な貿易協定であった。

加えて、米国は1989年以降、議会の承認を得て、FTAの前段階とも言える2国間投資協定(BIT)を旧共産主義国などとも積極的に締結している⁽⁶⁰⁾。これらの協定は、NAFTAの投資に関する章など米国の協定モデル⁽⁶¹⁾をベースに作成され、投資の保護を中心とした伝統型にとどまらず、投資先での参入障壁の除去(例：サービスにおいて重要な拠点開設等)などを含めた自由化型の投資協定を特徴としている。この協定モデルは、例えば、保護すべき財産に知的財産権なども含めている点でWTOプラスの内容を有しており⁽⁶²⁾、先に触れた貿易協定とともに米国企業の海外進出の土台ともなり、サービス貿易を制度的に支えている。

V 第二次トランプ政権とサービス貿易

本章では、現在進行中の通商政策としての第二次トランプ政権における関税政策⁽⁶³⁾及びそれに伴う2国間交渉が、「通信、コンピュータ及び情報サービス」(II-4)や「研究開発サービス」

(56) 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2017年版』2017, pp.605, 628-631. <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/2017_03_02.pdf>

(57) 大澤俊彦「米国のTRIPS-Plus戦略—2レベルゲームによる検証—」『日本知財学会誌』5(1), 2008, pp.52-66. <https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JPAJ5-1PDF/5-1_p052-066.pdf>; 藤野克「アジア太平洋地域の米国・他先進国間のFTA情報通信ルール交渉のゲーム」『情報通信学会誌』34(1), 2016, pp.11-26. <https://doi.org/10.11430/jscir.34.1_11>

(58) 滝井 前掲注⁽³⁹⁾; 鳥谷一生・山本和人「第2次世界大戦後のアメリカ経済の展開—グローバル化と金融化の帰結—」同編著『世界経済論—変容するグローバリゼーション— 第2版』ミネルヴァ書房, 2023, pp.147-177.

(59) Todd Allee and Andrew Lugg, "Who wrote the rules for the Trans-Pacific Partnership?" *Research & Politics*, 3(3), 2016.7. <<https://doi.org/10.1177/2053168016658919>>

(60) 1989年グラナダ、カメリーン、バングラデシュ、コンゴ民主共和国；1990年トルコ、セネガル；1991年モロッコ(2006年FTA発効)、パナマ(2012年FTA発効)；1992年エジプト、チェコ、スロバキア；1993年チュニジア、スリランカ；1994年キルギス、カザフスタン、ルーマニア、ブルガリア、ポーランド、コンゴ共和国、アルゼンチン、モルドバ；1996年アルメニア、ウクライナ、ラトビア、トリニダード・トバゴ；1997年：モンゴル、エストニア、ジャマイカ、エクアドル(2018年終了)、ジョージア；1998年アルバニア；2001年バーレーン(2006年FTA発効)、ボリビア(2012年終了)、クロアチア、ホンジュラス、アゼルバイジャン、リトアニア；2003年ヨルダン(2001年FTA発効)；2005年モザンビーク；2006年ウルグアイ；2012年ルワンダ。なお、ロシア、ベラルーシ、ニカラグア、エルサルバドル、ハイチ、ウズベキスタンは協定に署名したものの米国又は相手国での手続きが完了せず、未発効。“United States Bilateral Investment Treaties.” U.S. Department of State Website <<https://www.state.gov/investment-affairs-bilateral-investment-treaties-and-related-agreements/united-states-bilateral-investment-treaties/>>

(61) 最新の協定モデルは、2012年のものである。“2012 U.S. Model Bilateral Investment Treaty.” U.S. Department of State Website <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/188371.pdf>>

(62) 西村もも子「グローバル化と投資協定—投資の自由化と制限をめぐる米国の国内政治—」『国際政治』No.208, 2023.1, pp.140-155. <https://doi.org/10.11375/kokusaiseiji.208_140>; Lahra Liberti, “Intellectual Property Rights in International Investment Agreements: An Overview,” *OECD Working Papers on International Investment*, No.2010/01, 2010. <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2010/05/intellectual-property-rights-in-international-investment-agreements_g17a1e5e/5kmfq1njz135-en.pdf>

(63) 雨宮卓史「米国の関税政策の経済への影響—日米合意の論点、両国経済への影響—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1337号, 2025.11.6. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14525044>>; William F. Burkhardt and Keigh E. Hammond,

(II-5(1))、「専門・経営コンサルティングサービス」(II-5(2))に関連して、①デジタル課税・関連規制や②ヒトの移動に影響を与えることを紹介する⁽⁶⁴⁾。

1 デジタル課税・関連規制への反対姿勢と関税措置をテコとした交渉手法

トランプ政権は、財に対する関税措置だけでなく、サービスに関連したデジタル貿易にも関心を寄せている⁽⁶⁵⁾。2025年2月の大統領覚書は、カナダやEU等がデジタルサービス税(DST)や規制を導入し、米国企業に不当な負担を強いているとして、各国のDSTや規制の実態を調査し、具体的な対応措置を検討するようUSTR等に指示を行った⁽⁶⁶⁾。同年4月に公表された報告(要旨のみ公開)では、電子的取引に課税しないとするモラトリียม措置⁽⁶⁷⁾の恒久化等が提言されている⁽⁶⁸⁾。また、同年1月の大統領覚書「OECDグローバル・タックス・ディール」において、大規模な多国籍企業による租税回避への対策等を目的としたOECDの取組から離脱することも表明した⁽⁶⁹⁾。

米国の消費者保護団体であるPublic Citizenは、大手IT系業界団体が、USTRに対して数十か国のデジタル規制に関する100以上の法律の廃止等を働きかけており⁽⁷⁰⁾、トランプ政権が一連の2国間交渉を通じて、米国の大手IT事業者のために、安全・公平という公共の利益を犠牲にしようとしていると批判している⁽⁷¹⁾。具体的な廃止の対象は、①プライバシーとデータ保護法、②独占禁止法、③AI規制とソースコード開示、④収益分配規制、⑤DSTとその他の税金が挙げられている。

既に、カナダはDSTを撤回した上で、米国との関税交渉に臨むことを余儀なくされ⁽⁷²⁾、また米国はEUや日本に対しても、DSTやデジタル関連規制について撤廃等の圧力をかけてい

⁽⁶⁴⁾ “Presidential 2025 Tariff Actions: Timeline and Status,” CRS Report, R48549, Updated, 2025.9.16. <https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R48549/R48549.9.pdf>

⁽⁶⁵⁾ そのほかにも、関税措置はより直接的には財の貿易量に影響を与え、その結果、サービス貿易における輸送に間接的に影響を及ぼすことが想定される。

⁽⁶⁶⁾ 岩田伸人「第二次トランプ政権のデジタル貿易政策、展望と課題」『季刊国際貿易と投資』No.141, 2025.9, pp.16-30. <<https://iti.or.jp/kikan141/141iwata.pdf>> 鈴木絢子「デジタル貿易の国際ルール形成の動向—WTO、FTA、デジタル貿易協定—」『レファレンス』892号, 2025.4, pp.81-105. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14201079>>

⁽⁶⁷⁾ “Defending American Companies and Innovators from Overseas Extortion and Unfair Fines and Penalties,” 2025.2.21. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/defending-american-companies-and-innovators-from-overseas-extortion-and-unfair-fines-and-penalties/>>

⁽⁶⁸⁾ WTO閣僚会議において数次にわたり措置の延長が合意されてきており、直近では第14回閣僚会議(2026年3月カメリーンで開催予定)又は2026年3月31日のいずれか早い日まで延長することとされている。経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2024年版』2024, p.504. <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2024/pdf/2024_02_19.pdf>

⁽⁶⁹⁾ “Fact Sheet: Report to the President on the America First Trade Policy Executive Summary,” 2025.4.3, Chapter 24. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/04/report-to-the-president-on-the-america-first-trade-policy-executive-summary/>>

⁽⁷⁰⁾ “The Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) Global Tax Deal (Global Tax Deal),” 2025.1.20. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/the-organization-for-economic-co-operation-and-development-oecd-global-tax-deal-global-tax-deal/>>

⁽⁷¹⁾ Computer & Communications Industry Association (CCIA), “Comments of the Computer & Communications Industry Association Regarding Foreign Trade Barriers to U.S. Exports for 2025 Reporting,” 2024.10.17. <https://ccianet.org/wp-content/uploads/2024/10/CCIA_Comments-for-the-2025-USTR-National-Trade-Estimate-Report.pdf>

⁽⁷²⁾ Public Citizen, *Method to the Madness: How Trump's Chaotic Trade Agenda Benefits Big Tech*, 2025.10. <<https://www.citizen.org/wp-content/uploads/Method-to-the-Madness-How-Trumps-Chaotic-Trade-Agenda-Benefits-Big-Tech.pdf>>

⁽⁷³⁾ “Canada rescinds digital services tax to advance broader trade negotiations with the United States,” 2025.6.29. Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2025/06/canada-rescinds-digital-services-tax-to-advance-broader-trade-negotiations-with-the-united-states.html>>

る⁽⁷³⁾。また、米国とマレーシア及びカンボジアは、2025年10月26日、米国企業にDSTや同種の税を導入しないことなどを含む相互貿易協定を、それぞれ締結した⁽⁷⁴⁾。

このような手法は、1984年通商関税法のたすきがけ報復措置の導入で紹介したように、2国間交渉の形で、相手国が米国市場で重視する輸出産品（例：日本・EUにおける自動車等、マレーシアの半導体等）への報復措置（関税引上げ等）を講じる旨脅迫することをテコとして、米国の競争力が高い品目（例：デジタル提供可能サービス）に関し、米国市場と同程度となるよう相手方市場の自由化（国内規制撤廃等）を進めようとする点で、1980年代以降の米国通商政策⁽⁷⁵⁾に通底する手法と言えるであろう。

2 ヒトの移動制限—旅行（教育関連）及び高度専門人材—

トランプ政権は、高等教育における多様性政策（有色人種への配慮等）の撤廃や不法滞在者取締り強化を通じて、サービス貿易に係るヒトの移動にも影響を与えつつある。

旅行（教育関連）は、2024年には旅行項目の中で最大の427億ドルの黒字を計上している（表I-2）。同政権による外国人の入国制限や滞在許可の厳格化が、特に旅行（教育関連）の輸出（米国内での学費・滞在費等の支出）に影響を与えることが予想される⁽⁷⁶⁾。同年の輸出額上位の留学生出身国・地域のシェアは、高い順に中国（26.6%）、インド（25.6%）、EU（5.1%）、韓国（4.1%）、カナダ（3.3%）、台湾（2.1%）であった（ちなみに、日本は1.3%）⁽⁷⁷⁾。

また、同政権は、就労ビザ発給の厳格化方針も打ち出している⁽⁷⁸⁾。2023年に高度人材向けビザ（H-1B）の発給（更新を含む。）を受けた約40万人のうち73%がインド出身者、12%が中国出身者で占められており⁽⁷⁹⁾、雇用先はアマゾンを筆頭にIT企業や経営コンサルティング

(73) 「トランプ氏、デジタル税やテック規制「撤廃しないと関税」EUに圧力」『日経速報ニュースアーカイブ』2025.8.26; トランプ大統領によるTruth Socialへの投稿（2025.8.26, 9:31AM）<<https://truthtsocial.com/@realDonaldTrump/posts/115092243259973570>>; 「Apple、日本のスマホ新法けん制 米政権を通じて異例の文言」『日経速報ニュースアーカイブ』2025.10.31.

(74) “Agreement between the United States of America and Malaysia on Reciprocal Trade,” 2025.10.26. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/10/agreement-between-the-united-states-of-america-and-malaysia-on-reciprocal-trade/>>; “Agreement between the United States of America and the Kingdom of Cambodia on Reciprocal Trade,” 2025.10.26. ibid. <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/10/agreement-between-the-united-states-of-america-and-the-kingdom-of-cambodia-on-reciprocal-trade/>> これらの協定には、デジタル貿易だけでなく、知的財産権、サービス、労働者の権利保護、環境保護も含まれている。また、同日付でベトナム、タイとの間でそれぞれ同種の内容を含む貿易協定枠組みについても合意した。葛西泰介「トランプ政権、マレーシア・カンボジア・ベトナム・タイと通商合意、関税削減から経済安保まで網羅」『ビジネス短信』2025.10.28. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/10/43b6f555240037b5.html>> 2025年7月には、インドネシアとも貿易枠組みについて合意に達している。“Joint Statement on Framework for United States-Indonesia Agreement on Reciprocal Trade,” 2025.7.22. ibid. <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/07/joint-statement-on-framework-for-united-states-indonesia-agreement-on-reciprocal-trade/>> これらは、III-3で触れた米国の包括的通商政策の最新の事例となり得るであろう。ただし、連邦議会から交渉権限の委譲を受けていない点は、留意する必要がある。

(75) 立石剛「アメリカ通商システム再編と「新しい」国際分業」『西南学院大学経済学論集』39(2), 2004.9, pp.133-175. <<https://seinan-gu.repo.nii.ac.jp/records/2000695>>

(76) 「トランプ政権、留学・報道向けビザ厳格に 改正案公表 国際交流に悪影響懸念」『日本経済新聞』2025.8.28, 夕刊。他方で、中国人留学生が米国大学経営において重要な地位を占めているとして、留学制限を緩和するとの報道もある。「トランプ米大統領：トランプ氏、中国学生受け入れ意向 「彼らなしでは大学15%廃業」／MAGA派は「どこが米国第一」」『毎日新聞』2025.8.28; Devashish Mitra, “The Chaotic, Fantastical World of Donald Trump’s Tariffs,” Time, 2025.7.28. <<https://time.com/7305626/chaotic-world-of-trumps-tariffs/>>

(77) BEA, “Table 2.2. U.S. Trade in Services, by Type of Service and by Country or Affiliation,” 2025.7.3. なお、人数ベースでは、2023年には、総計1,126,690人のうち、インド29.4%、中国24.6%、韓国3.8%、カナダ2.6%、日本1.2%となっている。Open Doors, “2024 Fast Facts.” <https://opendoorsdata.org/wp-content/uploads/2024/11/OD24_Fast-Facts_2024.pdf>

(78) “Restriction on Entry of Certain Nonimmigrant Workers: Proclamation,” 2025.9.19. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/09/restriction-on-entry-of-certain-nonimmigrant-workers/>>

(79) Carolyne Im et al., “What we know about the U.S. H-1B visa program,” 2025.3.4. Pew Research Website <<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2025/03/04/what-we-know-about-the-u-s-h-1b-visa-program/>>

会社が上位を占めている⁽⁸⁰⁾。ただし、このビザ厳格化措置は、その目的とする米国人雇用を増やすことにつながらず、むしろⅡ章で取り上げたコンピュータサービス、研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス等の分野で、インドなど海外へのアウトソーシングやオフショアリングを促進することになるとの指摘もある⁽⁸¹⁾。

おわりに

米国は、世界最大のサービス貿易国であり、中でも金融サービス、知的財産権使用料等、コンピュータサービス、研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービスなど知識集約的な部門で大きな強みを持っている。しかも、1990年代以降、情報通信技術の発展に伴い、これらのサービスはデジタル化されて提供されるようになっており、その強みが高まっているように思われる。このような強みを制度面で支えてきたのが、GATS、TRIPSなどサービスに関係した多国間の貿易協定と、それらの内容を拡大し、進化した規律を含んだ地域間・2国間の貿易協定や投資協定であった。

はじめに触れた、トランプ政権の関税政策の根拠とした貿易収支にサービス貿易黒字を含めなかったことについて、ホワイトハウス報道官は、2025年4月2日の大統領令においては米国内の製造能力の衰退と欠乏が国家緊急事態に相当することを示したのであり、その是正のためにサービス貿易を含めることにいかなる論理的な意味はないことやサービス統計自体が信頼性に欠けること（企業の租税回避行動等）などを理由に挙げたとされる⁽⁸²⁾。しかし、Ⅱ章で示唆されるように、知的財産権使用料等、研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービスの主たる担い手は、国内外に拠点を有した製造業や情報産業に属する多国籍企業、加えてⅣ章で触れた留学生や外国出身の高度人材であると思われる。仮に製造業が米国内に閉じこもり、ヒトの流入すらも抑制するなら、知識集約的なサービスがインドや中国など海外へアウトソーシングやオフショアリングされるおそれがあり、虎の子のサービス貿易黒字すら縮小することになりかねないのではないか。

米国の通商政策が日本を含む世界貿易に多大な影響を与えており、米国のサービス貿易もまたその重要性を高めつつある。引き続き注目していきたい。

（あきやま つとむ）

pewresearch.org/short-reads/2025/03/04/what-we-know-about-the-us-h-1b-visa-program/

(80) “H-1B Employer Data Hub.” U.S. Citizenship and Immigration Services (USCIS) Website <<https://www.uscis.gov/tools/reports-and-studies/h-1b-employer-data-hub>>

(81) Sai Ishwarbharath B et al., “Trump visa curbs push U.S. firms to consider shifting more work to India,” 2025.9.30. Reuters Website <<https://www.reuters.com/world/india/trump-visa-curbs-push-us-firms-consider-shifting-more-work-india-2025-09-30/>>; 「IT・会計業務、国外分散 米就労ビザ厳格化で労働力不足、雇用市場の恩恵小さく」『日本経済新聞』2025.10.23. なお、企業による海外アウトソーシングへの課税を導入しようとする動きも見られる。Bernie Moreno, “New Moreno Bill Would Crack Down on Outsourcing, Fund American Workers,” 2025.9.5. <<https://www.moreno.senate.gov/press-releases/new-moreno-bill-would-crack-down-on-outsourcing-fund-american-workers>>; “Big blow for Indian IT soon? Trump administration’s HIRE Act sends jitters; likely 25% tax on jobs sent overseas sparks concern,” *Times of India*, 2025.9.11. <<https://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/big-blow-for-indian-it-soon-trump-administrations-hire-act-sends-jitters-likely-25-tax-on-jobs-sent-overseas-sparks-concern/articleshow/123779887.cms>>

(82) Alan Jaffe, “Trump Exaggerates Trade Deficit with Switzerland by Ignoring Surplus in Services,” 2025.8.6. Factcheck.org Website <<https://www.factcheck.org/2025/08/trump-exaggerates-trade-deficit-with-switzerland-by-ignoring-surplus-in-services/>>